

1 趣旨

景観制度制定から約10年が経過し、運用上解釈が不明確な基準や制定当初には想定していなかった取組みが実施されていること等を踏まえ、より魅力ある都市景観を形成するため、**景観計画及び都市景観協議地区の見直しを行います。**

今回の**政策検討部会**では、**具体的な見直し内容についてご審議いただきたいと考えています。**

2 見直しの内容

1. イベント等のために期間を限って掲出する屋外広告物の取扱い <景観計画/関内地区>

現状：日本大通りでは、これまでもオープンカフェが実施され、週末には行政や公共団体が関係するイベントが開催されてきましたが、平成30年10月より県庁前が毎週日曜日に歩行者天国となったことに伴い、平成31年度から公共性や公益性のある民間主体のイベントも開催できるようになりました。

課題① 第三者広告の規制緩和について

日本大通り特定地区では第三者広告が規制されていますが、協賛金を募って行われる民間主体イベントでは、賑やかな演出のために協賛企業名（＝第三者広告）を含める広告を掲出したいという相談が多く寄せられています。また、同じく第三者広告が規制されている山下町特定地区山下公園通りゾーン及び馬車道周辺特定地区についても、同様の事態が想定されます。

⇒対応

イベントのために短期間のみ設けられる広告物において、第三者広告のうちイベントの協賛企業名等に関り、屋外広告物条例に基づく面積規定を追加する形で（＝量の規制）、新たにただし書きを設けて掲出可能とします。
 ※該当地区：山下町特定地区山下公園通りゾーン、馬車道周辺特定地区、日本大通り特定地区（図1参照）

図1 第三者広告規制地区



⇒変更案

第三者広告を規制するただし書きとして、以下の内容を追加します。

催物等のために数日間に限って設ける広告塔、広告板、立看板等若しくは電柱添加広告物等又は催物等のために一時的に設ける広告旗若しくは広告幕であって、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる面積以下とし、景観上支障がないと市長が認めた場合

(a) 表示面積が10㎡未満の屋外広告物 当該屋外広告物の表示面積の10分の1

(b) 表示面積が10㎡以上20㎡未満の屋外広告物 1㎡

(c) 表示面積が20㎡以上の屋外広告物 当該屋外広告物の表示面積の20分の1

図2 取扱いのイメージ ※「〇〇社」がイベントの協賛であるとする

①

②

③

	現行	変更後
①「〇〇社」の表示面積が規定以下	×	○
②「〇〇社」の表示面積が規定を超える	×	×
③「〇〇社」のみ	×	×

課題② バナー（広告幕）のデザイン基準について

期間の長いイベントや大規模イベントでは、バナー（広告幕）を設けたいという相談が多く寄せられています。現在は明確な基準がなく、地区の景観に調和するデザインの調整に苦慮しています。

⇒対応

広告幕のうち、掲出期間が長期にわたるものについては、表示率及び色彩の基準を新たに定めます。
 ※該当地区：日本大通り特定地区（図1参照）

⇒変更案

広告幕についての基準を以下の通り定めます。

<広告幕>

広告幕は、次の各号に適合するものとする。ただし、催物等のために10日程度に限って設置するもので、景観上支障がないと市長が認めたものは、この限りでない。

(ア) 広告表示率（広告幕の面積に対する、文字、マーク及び商品等を具体的に表示している部分の合計面積の割合をいう。）は25%以下とし、表示面の背景色（地の色）は単色を用いた無地を基調とするもの

(イ) 背景色（地の色）に蛍光色を用いず、かつ、日本大通り周辺の街並みと調和していると市長が認めたもの

課題③ 内照式照明装置の規制緩和について

イベント時には、内照式照明装置を使用した屋外広告物の設置についても相談が寄せられますが、内照式照明装置の使用が制限されているエリアにおいては、現在、イベント時等短期間の例外規定がありません。

⇒対応

イベント時の短期間の設置であれば、景観上大きな支障がないと考えられるため、ただし書きを設けて掲出可能とします。

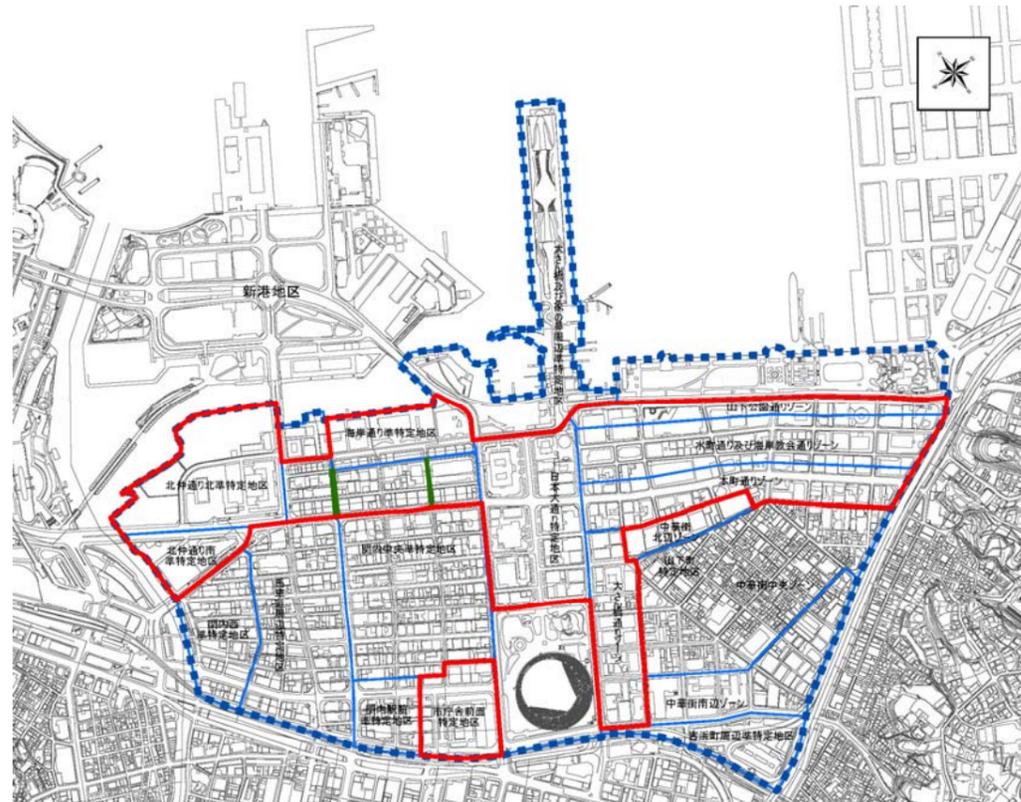
※該当地区：図3参照

⇒変更案

内照式照明装置の使用を規制するただし書きとして、以下の内容を追加します。

催物等のために10日程度に限って設置するもので、周辺の景観と調和していると市長が認めた場合

図3 内照式照明装置規制地区



課題④ 映像装置の制限に関する基準の明確化について

現在、映像装置が規制されている地区（馬車道周辺特定地区を除く）では、「ただし、催物等のために一時的に設置するもので、景観上支障がないと市長が認めたものは、この限りでない」という例外規定を設けています。イベント時には、映像装置を使用した屋外広告物の設置についても相談が寄せられますが、映像装置が規制されている地区においては、イベント等のために期間を限った掲出であっても、華やかな映像等を掲出することは避けるべきと考えています。その一方、実情としては、掲出期間にも幅があること、映像の内容が多岐にわたることなどから、良好な景観の誘導に苦慮しています。

⇒対応

これまで開催されてきたイベントの協議実績を踏まえ、設置期間及び映像の内容について基準を明確化します。

※該当地区：図4参照

⇒変更案

映像装置の使用を規制するただし書きとして、以下の内容を追加します。

催物等のために10日程度に限って設置するもので、文化芸術の振興その他これに類するものに関する映像のみを表示し、周辺の景観と調和していると市長が認めた場合

図4 映像装置規制地区（課題④対応範囲）



2. 恒常的に掲出する屋外広告物の取扱い <景観計画／関内地区・みなとみらい21新港地区>

○第三者広告の規制緩和について

現状：横浜市では、平成16年から公民連携事業として広告付バス停上屋事業を実施しています。広告料収入により、運行事業者が負担することなく、停留所デザインの統一性を図るとともに、定期的な巡回と清掃により景観の維持・向上を図るものとして、都市美対策審議会にもご意見を伺いながら、事業を進めてきました。

令和元年度からは、広告付案内サインについても同じスキームを活用し、都市美対策審議会のご意見を伺いながら、設置を開始しています。

これらの取組みはいずれも第三者広告の掲出を前提としています。

課題

関内地区の一部及びみなとみらい21新港地区においては、無秩序に第三者広告が掲出されることを防ぐことを目的として、景観計画で第三者広告を制限しています。

規制区域内における広告付案内サインの設置にあたっては、景観計画のただし書き「案内・誘導サイン等広域の範囲で統一してデザインされ、〇〇地区の魅力的な景観形成に寄与すると市長が認めたもの」等として都市美対策審議会のご意見を伺った上でただし書きの適用を認めてきました。

また、国土交通省では、まちの活性化のため、屋外広告物規制運用の弾力化を推進しています。その一環として、公益上必要な施設等に表示する屋外広告物であって、その広告料収入を当該施設等の設置・管理に要する費用に充てるものについては、周囲の景観との調和等について要件を満たす場合、規制を緩和することを推奨しています。（資料2）

上記のような状況を鑑みると、今後もこのような広告料収入をスキームとして利用する事業が増加することが予測され、景観計画をより適正に運用する必要があります。

⇒対応

公益上必要な施設等に表示する屋外広告物で、広告料収入をスキームとして利用するもの、かつ大きさや配置など一定の基準を満たし、内容・デザインについて一定の質を担保するものについて、新たにただし書きを設けて掲出可能とします。

※該当地区：みなとみらい21新港地区、関内地区山下町特定地区山下公園通りゾーン（図1参照）

⇒変更案

第三者広告を規制するただし書きとして、以下の内容を追加します。

- 次の各号に適合するもので、〇〇地区の魅力的な景観形成に寄与すると市長が認めた場合
- (a) 公益上必要な施設又は物件に表示する屋外広告物であって、その広告料収入を当該施設又は物件の設置又は管理に要する費用に充てるもの
 - (b) 1面あたりの表示面積が2㎡以下、かつ、上端の高さが3m以下のもの
 - (c) 原則として表示面の向きを通りに対して概ね平行に設置するなど、景観を阻害しないもの
 - (d) 表示内容及びデザインについて、第三者の専門家を交えたデザイン調整により景観上及び都市美観上一定の質を保つと市長が認めたもの
 - (e) 屋外広告物を掲出する物件については、広域の範囲で統一してデザインされたもの

○映像装置の規制緩和について

現状：近年の技術の進歩・発展により、従来の紙媒体（ポスター）による表示と大きな差異のない静止画デジタルパネルが掲出可能となっています。こうした静止画デジタルパネルは、景観に大きな影響を与えることなく広告掲出者にとって幅広い表現ができるものと考えています。更に、前述の国土交通省による広告料収入をスキームとして利用する屋外広告物の推奨においては、公益上必要な施設等にはデジタルサイネージも含まれるとしています。

また、近年では公共交通機関の運行状況を表示する映像装置も設置されるようになってきています。このように利用者の利便性が向上する一方、大きさ等一定の条件を設けることで、設置しても景観上大きな影響を与えるものではないと考えています。

課題

現行の景観計画における屋外広告物の映像装置制限は、動画や過度な光を規制することを趣旨としており、上記のような技術の進歩による高品質な静止画デジタルパネルを用いた屋外広告物や、公共的な目的で設置される小規模な映像装置を用いた屋外広告物は考慮されていません。

⇒対応

■公共交通機関の運行状況表示等については、掲出目的や面積など一定の基準を満たすものについて、新たにただし書きを設けて掲出可能とします。

※該当地区：図5参照

■その他の映像装置については、それぞれの地区の特性を考慮した上で、公益上必要な施設等に表示する屋外広告物で、広告料収入をスキームとして利用するもの、かつ大きさや配置など一定の基準を満たし、内容・デザインについて一定の質を担保するものについて、新たにただし書きを設けて掲出可能とします。

※該当地区：図5参照（日本大通り特定地区・馬車道周辺特定地区を除く）

図5 映像装置規制地区



⇒変更案

各々の地区の特性を踏まえ、以下のとおり見直しを行います。

	関内地区	みなとみらい21新港地区
特徴	<p>○歴史的・文化的資産を保全・活用しながら、業務・商業機能を中心に、文化芸術創造活動など多様な機能が複合する多彩な都市活動が行われている。</p> <p>○街区が比較的小さく、協議対象が非常に多いため、協議による良好な広告のきめ細やかな誘導は困難である。</p>	<p>○隣接するみなとみらい21中央地区の現代的な街づくりとの対比により、赤レンガ倉庫などの歴史的景観と背後の超高層の街並みが立体的に見え、時間的、空間的な奥行きを感じられる景観がつけられている。</p> <p>○街区が比較的大きく、協議により良好な広告をきめ細やかに誘導できる可能性が高い。</p>
映像装置	<p><u>公共交通機関の運行状況表示等</u> 映像装置を使用した屋外広告物を規制するただし書きとして、以下の内容を追加します。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>1面あたりの表示面積が0.6㎡以下、かつ、公共交通機関の運行状況表示等公共的な目的又は公衆の利便に供する目的で設置するもので、景観上支障がないと市長が認めた場合</p> </div>	
	<p><u>その他の映像装置</u> 映像装置を使用した屋外広告物を規制するただし書きとして、以下の内容を追加します。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>次の各号に適合し、魅力的な景観形成に寄与すると市長が認めた場合</p> <p>(a) 公益上必要な施設又は物件に表示する屋外広告物であって、その広告料収入を当該施設又は物件の設置又は管理に要する費用に充てるもの</p> <p>(b) 1面あたりの表示面積が2㎡以下、かつ、上端の高さが3m以下のもの</p> <p>(c) 原則として表示面の向きを通りに対して概ね平行に設置するなど、景観を阻害しないもの</p> <p>(d) 第三者の専門家を交えたデザイン調整により景観上及び都市美観上一定の質を保つと市長が認めたもの</p> <p>(e) 10秒以上静止した映像のみを表示するもの</p> <p>(f) 屋外広告物を掲出する物件については、広域の範囲で統一してデザインされたもの</p> </div>	<p><u>その他の映像装置</u> 映像装置を使用した屋外広告物を規制するただし書きとして、以下の内容を追加します。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>次の各号に適合する場合</p> <p>(ア) 1面あたりの表示面積が2㎡以下、かつ、上端の高さが3m以下のもの</p> <p>(イ) 原則として表示面の向きを通りに対して概ね平行に設置するなど、景観を阻害しないもの</p> <p>(ウ) 10秒以上静止した映像のみを表示するもの</p> </div>

3. その他

○基準に合致しない屋外広告物の取扱いについて <景観計画/関内地区・みなとみらい21新港地区>

現状：近年の技術の進歩・発展により、景観計画に定めがないような規格の屋外広告物の掲出が提案されることが想像されます。これらの屋外広告物は、一概に景観上支障があるとも限らず、横浜市の魅力的な都市景観を形成する要素となる可能性があります。

課題

関内地区においては、屋外広告物に関する制限に全体的な例外規定がなく、基準に合致しない場合には原則として掲出することができません。

また、みなとみらい21新港地区においては、屋外広告物に関する基準に対し、「新港地区の魅力的な景観形成に支障がないと市長が認めた場合は、この限りでない。」という例外規定はあるものの、その判断基準については明記されていません。

⇒対応

両地区について、都市美対策審議会への意見聴取を条件として、屋外広告物に関する基準に合致しないものでも掲出可能とします。

⇒変更案

両地区における景観計画について、「第5 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項」の柱書きを、以下のとおり変更します。

	現行	変更案
関内地区	<p>関内地区にふさわしい秩序ある広告景観を形成するため、特に定める屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限は、次のとおりとする。</p>	<p>関内地区にふさわしい秩序ある広告景観を形成するため、特に定める屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限は、次のとおりとする。</p> <p><u>ただし、市長が横浜市都市美対策審議会に意見を聴いた上で、魅力ある都市景観の創造に特に寄与するものと認めた場合は、この限りでない。</u></p>
みなとみらい21新港地区	<p>新港地区にふさわしい秩序ある広告景観を形成するため、特に定める屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置（以下「設置等」という。）に関する行為の制限は、次のとおりとする。<u>ただし、新港地区の魅力的な景観形成に支障がないと市長が認めた場合は、この限りでない。</u></p>	<p>新港地区にふさわしい秩序ある広告景観を形成するため、特に定める屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置（以下「設置等」という。）に関する行為の制限は、次のとおりとする。<u>ただし、市長が横浜市都市美対策審議会に意見を聴いた上で、新港地区の魅力的な景観形成に支障がないと認めた場合は、この限りでない。</u></p>

○屋外広告物に関する制限に対する街路等の取扱い <景観計画／関内地区>

現状：現行の景観計画では、見通し景観形成街路や景観重要公共施設といった景観的に重要視している街路等に対し、当該街路等に「面する」や「接する」という表現が用いられており、敷地内に掲出される屋外広告物のみが想定されています。

課題

近年、イベント等で街路等に屋外広告物を掲出する事例も増加しており、現行の表現ではそれらに対応することが困難です。

⇒対応

街路等に「面する」「接する」と表記されている制限内容については、原則として街路内についても適用されるよう、文言を追加します。（該当箇所：53か所）

⇒変更案

原則として、下記に示す例のように文言を追加します。

例	現行	変更案
(1) 山下町特定地区 イ 水町通り及び海岸 協会通りゾーン <壁面看板>	(エ) 計画図1の3に示す「見通し景観形成街路」に面する位置に設置する壁面看板の表示面の背景色（地の色）は、マンセル表色系で彩度を4以下とする。	(エ) 計画図1の3に示す「見通し景観形成街路」又は当該街路に面する位置に設置する壁面看板の表示面の背景色（地の色）は、マンセル表色系で彩度を4以下とする。

○その他 <景観計画／関内地区・みなとみらい21新港地区><都市景観協議地区／関内地区>

所要の表現修正を行います。

国都景歴第70号
平成29年3月23日

各都道府県、指定都市、中核市
その他屋外広告物条例制定市町村
屋外広告物担当部局長 殿

国土交通省都市局
公園緑地・景観課長



屋外広告物条例ガイドライン（案）の改正について

近年、案内図板、公共掲示板等、公益上必要な施設又は物件に屋外広告物を表示し、その広告料収入をこれらの施設等の設置又は維持管理に要する費用に充てる取組がみられるところです。

また、観光先進国の実現に向け、「明日の日本を支える観光ビジョン」（平成28年3月30日 明日の日本を支える観光ビジョン構想会議）が策定され、その施策の一つとして、多言語表示に対応した観光案内図板等の公共デジタルサイネージの設置を促進するため、「公共デジタルサイネージへの広告掲出に係る屋外広告物規制の運用を弾力化」が位置付けられています。

このような状況を踏まえ、各地域において、広告料収入の活用による公益上必要な施設又は物件の設置又は維持管理を促進するため、屋外広告物条例ガイドライン（案）を別紙のとおり改正することとしました。

各都道府県・政令市・中核市等におかれましては、本通知の趣旨を踏まえ、公益上必要な施設又は物件に表示し、又は設置する広告物又は掲出物件に対する、屋外広告物条例による規制の弾力的な取扱いにご配慮いただきますよう、お願いいたします。

屋外広告物条例ガイドラインの一部改正(H29.3.23改正) ～公共デジタルサイネージに係る屋外広告物規制の運用弾力化～

【背景】

「明日の日本を支える観光ビジョン」(平成28年3月30日 明日の日本を支える観光ビジョン構想会議)において、多言語表示に対応した観光案内図板等「公共デジタルサイネージへの広告掲出に係る屋外広告物規制の運用を弾力化」と位置づけられています。

これを受け、公共デジタルサイネージを含む公益上必要な施設に民間広告を表示し、その広告料収入を設置・管理費用に充てることで、このような施設の設置を促進する取組を拡大していくため、平成29年3月23日付けで、屋外広告物条例ガイドラインを改正し、地方公共団体に通知しました。

【屋外広告物条例ガイドラインの改正概要】

案内図板、公共掲示板等、公益上必要な施設又は物件に表示する屋外広告物であって、その広告料収入を当該施設又は物件の設置又は管理に要する費用に充てるものについては、知事等の許可を受けて、屋外広告物の表示禁止地域においても表示することができる旨の規定を追加。

なお、「公益上必要な施設又は物件とは、案内図板、公共掲示板等、地域の状況に照らし、知事が定めるものとし、デジタルサイネージも含まれる。また、同項に基づく規則においては、周囲の景観との調和等について、許可の要件を定めることが望ましい」旨を屋外広告物条例ガイドライン運用上の参考事項に追記。

【公共デジタルサイネージの設置事例】

名古屋市栄ミナミ地区において、社会実験として、平成28年4月より、民間広告付きのタッチパネル式デジタルサイネージ(多言語対応の地図やイベント情報等の発信)を設置。(広告料収入を設置・管理費用に充当。)



現行	改訂案
<p>第1章 関内地区における景観計画</p> <p>第1 省略</p> <p>第2 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項</p> <p>1、2 省略</p> <p>3 行為の制限</p> <p>(1) 建築物及び工作物の形態意匠</p> <p>ア 関内地区全域の景観形成基準</p> <p><低層部のしつらえ・外構：建築物></p> <p>(ア) 計画図1の2に示す「重点歩行者ネットワーク街路」に接する敷地内の建築物の駐車場の出入口となる部分は、<u>当該街路に面して設けないなど、連続した賑わいや街並みを阻害しない形態意匠とするものとする。ただし、敷地周辺の状況、敷地の規模、形状などによりやむを得ないと市長が認めた場合は、この限りでない。</u></p> <p>(イ) 計画図1の2に示す「歩行者ネットワーク街路」に接する敷地内の共同住宅の居住者出入口、駐輪場出入口、ゴミ置き場などとなる建築物の部分は、<u>当該街路に面して設けないなど、賑わいを阻害しないものとする。ただし、敷地周辺の状況、敷地の規模、形状などにより、</u></p>	<p>第1章 関内地区における景観計画</p> <p>第1 省略</p> <p>第2 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項</p> <p>1、2 省略</p> <p>3 行為の制限</p> <p>(1) 建築物及び工作物の形態意匠</p> <p>ア 関内地区全域の景観形成基準</p> <p><低層部のしつらえ・外構：建築物></p> <p>(ア) 計画図1の2に示す「重点歩行者ネットワーク街路」に接する敷地内の建築物の駐車場の出入口となる部分は、<u>連続した賑わいや街並みを阻害しない形態意匠となるよう、当該街路に面して設けないものとする。ただし、当該街路のみに接する場合などで、敷地の形状、周辺の状況、敷地の規模などによりやむを得ないと市長が認めた場合は、この限りでない。</u></p> <p>(イ) 計画図1の2に示す「歩行者ネットワーク街路」に接する敷地内の共同住宅の居住者出入口、駐輪場出入口、ゴミ置き場などとなる建築物の部分は、<u>賑わいを阻害しない形態意匠となるよう、当該街路に面して設けないものとする。ただし、敷地周辺の状況、敷地の規模、形</u></p>

現行	改訂案
<p>やむを得ずこれらの部分を当該街路に面して設ける場合は、「歩行者ネットワーク街路」における賑わいを阻害しない形態意匠とするものとする。</p> <p>(ウ)～(キ) 省略</p> <p><低層部のしつらえ・外構：工作物></p> <p>(ク)～(コ) 省略</p> <p>(サ) 計画図1の2に示す「重点歩行者ネットワーク街路」に面する位置に設置する駐車場の出入口となる工作物の部分は、<u>当該街路に面して設けないなど、連続した賑わいや街並みを阻害しない形態意匠とするものとする。ただし、敷地周辺の状況、敷地の規模、形状などによりやむを得ないと市長が認めた場合は、この限りでない。</u></p> <p>(シ) 計画図1の2に示す「歩行者ネットワーク街路」に接する敷地内の共同住宅の居住者出入口、駐輪場出入口、ゴミ置き場などとなる工作物は、<u>当該街路に面して設けないなど、賑わいを阻害しないものとする。</u>ただし、敷地周辺の状況、敷地の規模、形状などにより、やむを得ずこれらの部分を当該街路に面して設ける場合は、「歩行者ネットワーク街路」における賑わいを阻害しない形態意匠とするものとする。</p> <p>(ス)～(タ) 省略</p> <p>(チ) 計画図<u>1</u>の<u>6</u>に示す「広場状空地の設置が求められる位置」における工作物は、人々が集まり活動し、賑わいを形成し、交流が生まれるような快適な空地を確保する形態意匠とするものとする。</p>	<p>状などにより、やむを得ずこれらの部分を当該街路に面して設ける場合は、「歩行者ネットワーク街路」における賑わいを阻害しない形態意匠とするものとする。</p> <p>(ウ)～(キ) 省略</p> <p><低層部のしつらえ・外構：工作物></p> <p>(ク)～(コ) 省略</p> <p>(サ) 計画図1の2に示す「重点歩行者ネットワーク街路」に面する位置に設置する駐車場の出入口となる工作物の部分は、<u>連続した賑わいや街並みを阻害しない形態意匠となるよう、当該街路に面して設けないものとする。ただし、当該街路のみに接する場合などで、敷地の形状、周辺の状況、敷地の規模などによりやむを得ないと市長が認めた場合は、この限りでない。</u></p> <p>(シ) 計画図1の2に示す「歩行者ネットワーク街路」に接する敷地内の共同住宅の居住者出入口、駐輪場出入口、ゴミ置き場などとなる工作物は、<u>賑わいを阻害しない形態意匠となるよう当該街路に面して設けないものとする。</u>ただし、<u>当該街路のみに接する場合などで、敷地周辺の状況、敷地の規模、形状などにより、やむを得ずこれらの部分を当該街路に面して設ける場合は、「歩行者ネットワーク街路」における賑わいを阻害しない形態意匠とするものとする。</u></p> <p>(ス)～(タ) 省略</p> <p>(チ) 計画図<u>1</u>の<u>2</u>に示す「広場状空地の設置が求められる位置」における工作物は、人々が集まり活動し、賑わいを形成し、交流が生まれるような快適な空地を確保する形態意匠とするものとする。</p>

現行	改訂案
<p><色彩：建築物>～<中層部、高層部のしつらえ> 省略 (ツ)～(ナ) 省略</p> <p>イ 地区別の景観形成基準 省略</p> <p>(2)～(4) 省略</p> <p>第3、第4 省略</p> <p>第5 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項</p> <p>関内地区にふさわしい秩序ある広告景観を形成するため、特に定める屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限は、次のとおりとする。</p> <p>1 関内地区全域の制限</p> <p>映像装置を使用する屋外広告物は、2の地区別の制限において、別に定めがある場合を除き、建築物に設置するものにあつては当該建築物の2階以下に、その他のものにあつては当該屋外広告物の上端の高さを地上5m以下に設置するものとする。ただし、催物等のために一時的に設置するもので、景観上支障がないと市長が認めたものについては、この限りでない。</p> <p>2 地区別の制限</p> <p>関内地区全域の制限のほかに、計画図1の1に示す地区ごとの制限は、</p>	<p><色彩：建築物>～<中層部、高層部のしつらえ> 省略</p> <p>イ 地区別の景観形成基準 省略</p> <p>(2)～(4) 省略</p> <p>第3、第4 省略</p> <p>第5 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項</p> <p>関内地区にふさわしい秩序ある広告景観を形成するため、特に定める屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限は、次のとおりとする。</p> <p><u>ただし、市長が横浜市都市美対策審議会に意見を聴いた上で、魅力ある都市景観の創造に特に寄与するものと認めた場合は、この限りでない。</u></p> <p>1 関内地区全域の制限</p> <p>映像装置を使用する屋外広告物は、2の地区別の制限において、別に定めがある場合を除き、建築物に設置するものにあつては当該建築物の2階以下に、その他のものにあつては当該屋外広告物の上端の高さを地上5m以下に設置するものとする。ただし、催物等のために一時的に設置するもので、景観上支障がないと市長が認めたものについては、この限りでない。</p> <p>2 地区別の制限</p> <p>関内地区全域の制限のほかに、計画図1の1に示す地区ごとの制限は、</p>

現行	改訂案
<p>次のとおりとする。</p> <p>(1) 山下町特定地区</p> <p>ア 山下公園通りゾーン</p> <p><屋外広告物 共通></p> <p>(ア) 屋外広告物は、自己の住宅、店舗、営業所、事業所等又はこれらの敷地に、自己又は自己の営業若しくは事業及び自己の所在、名称、屋号、営業内容等を表示し、又は掲出物件を設置するものとする。ただし、<u>表示面積の合計が5㎡以下、かつ、上端の高さが地上5m以下のもの、案内・誘導サイン等広域の範囲で統一してデザインされ、山下公園通りゾーンの魅力的な景観形成に寄与すると市長が認めたものは、この限りでない。</u></p>	<p>次のとおりとする。</p> <p>(1) 山下町特定地区</p> <p>ア 山下公園通りゾーン</p> <p><屋外広告物 共通></p> <p>(ア) 屋外広告物は、自己の住宅、店舗、営業所、事業所等又はこれらの敷地に、自己又は自己の営業若しくは事業及び自己の所在、名称、屋号、営業内容等を表示し、又は掲出物件を設置するものとする。ただし、<u>次のいずれかに該当する場合はこの限りでない。</u></p> <p>a <u>表示面積の合計が5㎡以下、かつ、上端の高さが地上5m以下のもの、案内・誘導サイン等広域の範囲で統一してデザインされ、山下公園通りゾーンの魅力的な景観形成に寄与すると市長が認めた場合</u></p> <p>b <u>次の各号に適合するもので、山下公園通りゾーンの魅力的な景観形成に寄与すると市長が認めた場合</u></p> <p>(a) <u>公益上必要な施設又は物件に表示する屋外広告物であって、その広告料収入を当該施設又は物件の設置又は管理に要する費用に充てるもの</u></p> <p>(b) <u>1面あたりの表示面積が2㎡以下、かつ、上端の高さが3m以下のもの</u></p> <p>(c) <u>原則として表示面の向きを通りに対して概ね平行に設置するなど、景観を阻害しないもの</u></p> <p>(d) <u>表示内容及びデザインについて、第三者の専門家を交えたデザイン調整により景観上及び都市美観上一定の質を保つと市長が認</u></p>

現行	改訂案
<p><屋上看板></p> <p>(イ) 屋上看板は、次の各号に適合するものとする。</p> <p>a 山下公園通り又は大さん橋通りに面する位置に設置しないものとする。ただし、山下公園通りゾーンの個性を生かしたデザインなどで、魅力的な景観形成に寄与し、計画図1の3に示す眺望の視点場からの景観が周辺と調和していると市長が認めた場合は、この限りでない。</p> <p>b 計画図1の3に示す横浜外国人墓地又は山手イタリア山庭園の「眺望の視点場」に向かって設置しないものとする。</p> <p><壁面看板></p>	<p><u>めたもの</u></p> <p><u>(e) 屋外広告物を掲出する物件については、広域の範囲で統一してデザインされたもの</u></p> <p><u>c 催物等のために数日間に限って設ける広告塔、広告板、立看板等若しくは電柱添架広告物等又は催物等のために一時的に設ける広告旗若しくは広告幕であって、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる面積以下とし、景観上支障がないと市長が認めた場合</u></p> <p><u>(a) 表示面積が 10 m²未満の屋外広告物 当該屋外広告物の表示面積の 10 分の 1</u></p> <p><u>(b) 表示面積が 10 m²以上 20 m²未満の屋外広告物 1 m²</u></p> <p><u>(c) 表示面積が 20 m²以上の屋外広告物 当該屋外広告物の表示面積の 20 分の 1</u></p> <p><屋上看板></p> <p>(イ) 屋上看板は、次の各号に適合するものとする。</p> <p>a 山下公園通り又は大さん橋通り及び当該街路に面する位置に設置しないものとする。ただし、山下公園通りゾーンの個性を生かしたデザインなどで、魅力的な景観形成に寄与し、計画図1の3に示す眺望の視点場からの景観が周辺と調和していると市長が認めた場合は、この限りでない。</p> <p>b 計画図1の3に示す横浜外国人墓地又は山手イタリア山庭園の「眺望の視点場」に向かって設置しないものとする。</p> <p><壁面看板></p>

現行	改訂案
<p>(ウ) 壁面看板は、次の各号に適合するものとする。</p> <p>a 上端の高さを地上 15m以下とする。ただし、次の各号のいずれかに該当するものは、この限りでない。</p> <p>(a) 地上からの高さが 15mを超える部分の表示面積が 10 m²以内で、1 箇所（隣接しない壁面に設置する場合にあっては、2 箇所（各箇所の表示面積が 10 m²以内の場合に限る。)) に建築物の名称等を単色で表示するもの</p> <p>(b) 山下公園通りに面する位置に設置せず、かつ、山下公園通りの魅力的な景観形成に寄与するものと市長が認めたもの</p> <p>b 表示面の背景色（地の色）は、マンセル表色系で建築物等の外壁と同一の色相とし、かつ、彩度を 4 以下とする。ただし、次のいずれかに該当するものは、この限りでない。</p> <p>(a) 一の建築物（当該建築物が複数のテナントに使用されている場合には、一のテナント）につき表示面積の合計が 5 m²以内のもの</p> <p>(b) 当該外壁のアクセントとするなど、外壁と一体となったデザインで、山下公園通りゾーンの魅力的な景観形成に寄与すると市長が認めたもの</p>	<p>(ウ) 壁面看板は、次の各号に適合するものとする。</p> <p>a 上端の高さを地上 15m以下とする。ただし、次の各号のいずれかに該当するものは、この限りでない。</p> <p>(a) 地上からの高さが 15mを超える部分の表示面積が 10 m²以内で、1 箇所（隣接しない壁面に設置する場合にあっては、2 箇所（各箇所の表示面積が 10 m²以内の場合に限る。)) に建築物の名称等を単色で表示するもの</p> <p>(b) 山下公園通り及び当該街路に面する位置に設置せず、かつ、山下公園通りの魅力的な景観形成に寄与するものと市長が認めたもの</p> <p>b 表示面の背景色（地の色）は、マンセル表色系で建築物等の外壁のうち壁面看板を設置する部分と同一の色相とし、かつ、彩度を 4 以下とする。ただし、次のいずれかに該当するものは、この限りでない。</p> <p>(a) 一の建築物（当該建築物が複数のテナントに使用されている場合には、一のテナント）につき表示面積の合計が 5 m²以内のもの</p> <p>(b) 当該外壁のアクセントとするなど、外壁と一体となったデザインで、山下公園通りゾーンの魅力的な景観形成に寄与すると市長が認めたもの</p>
<p>< 広告塔・広告板 ></p> <p>(エ) 広告塔及び広告板は、歩行者の歩行を阻害しない位置に設置し、次の各号に適合するものとする。</p> <p>a 山下公園通りに面する位置に設置する場合は、一の敷地につき 1 箇所とする。ただし、山下公園通りに接する敷地の間口が長く、広</p>	<p>< 広告塔・広告板 ></p> <p>(エ) 広告塔及び広告板は、歩行者の歩行を阻害しない位置に設置し、次の各号に適合するものとする。</p> <p>a 山下公園通りに面する位置に設置する場合は、一の敷地につき 1 箇所とする。ただし、山下公園通りに接する敷地の間口が長く、広</p>

現行	改訂案
<p>告塔及び広告板の視認性に支障が出る等の場合は、当該敷地の両端にそれぞれ1箇所設置することができるものとする。</p> <p>b 計画図1の3に示す「見通し景観形成街路」に面する位置に設置する場合は、表示面の向きを当該「見通し景観形成街路」に対して概ね平行に設置するものとする。</p> <p>c 高さを5m以下とする。</p> <p>d 表示面の背景色（地の色）及び表示面以外の部分の色彩は、マンセル表色系で彩度を4以下とする。ただし、材質にアルミを使用するものその他山下公園通りの魅力的な景観形成に寄与すると市長が認めた場合は、この限りでない。</p> <p><そで看板></p> <p>(オ) そで看板は、次の各号に適合するものとする。ただし、山下公園通りゾーンの個性を生かしたデザインなどで、魅力的な景観形成に寄与し、計画図1の3に示す眺望の視点場からの景観が周辺と調和していると市長が認めたものは、この限りでない。</p> <p>a 壁面からの突出幅は、設置する建築物の壁面のうち、山下公園通りに面する壁面から0.8m以下とし、その他の壁面からは1m以下とする。</p> <p>b 上端の高さを地上15m以下とする。</p> <p>c 表示面の背景色（地の色）及び表示面以外の部分の色彩は、マンセル表色系で無彩色とする。</p> <p><照明装置・映像装置></p> <p>(カ) 屋外広告物に照明装置を使用する場合は外照式とし、当該照明装置</p>	<p>告塔及び広告板の視認性に支障が出る等の場合は、当該敷地の両端にそれぞれ1箇所設置することができるものとする。</p> <p>b 計画図1の3に示す「見通し景観形成街路」又は当該街路に面する位置に設置する場合は、表示面の向きを当該「見通し景観形成街路」に対して概ね平行に設置するものとする。</p> <p>c 高さを5m以下とする。</p> <p>d 表示面の背景色（地の色）及び表示面以外の部分の色彩は、マンセル表色系で彩度を4以下とする。ただし、材質にアルミを使用するものその他山下公園通りの魅力的な景観形成に寄与すると市長が認めた場合は、この限りでない。</p> <p><そで看板></p> <p>(オ) そで看板は、次の各号に適合するものとする。ただし、山下公園通りゾーンの個性を生かしたデザインなどで、魅力的な景観形成に寄与し、計画図1の3に示す眺望の視点場からの景観が周辺と調和していると市長が認めたものは、この限りでない。</p> <p>a 壁面からの突出幅は、設置する建築物の壁面のうち、山下公園通り<u>内の壁面又は当該街路</u>に面する壁面から0.8m以下とし、その他の壁面からは1m以下とする。</p> <p>b 上端の高さを地上15m以下とする。</p> <p>c 表示面の背景色（地の色）及び表示面以外の部分の色彩は、マンセル表色系で無彩色とする。</p> <p><照明装置・映像装置></p> <p>(カ) 屋外広告物に照明装置を使用する場合は外照式とし、当該照明装置</p>

現行	改訂案
<p>を遮へいするなど景観を阻害しないものとする。ただし、<u>バックライトにより箱文字部分を浮かび上がらせる間接照明方式、箱文字部分に限った内照方式その他魅力的な景観形成に寄与する照明方式であると市長が認めた場合は、この限りでない。</u></p> <p>(キ) <u>屋外広告物に、映像装置を使用することができない。ただし、催物等のために一時的に設置するもので、景観上支障がないと市長が認めたものは、この限りでない。</u></p>	<p>を遮へいするなど景観を阻害しないものとする。ただし、<u>次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</u></p> <p>a <u>バックライトにより箱文字部分を浮かび上がらせる間接照明方式、箱文字部分に限った内照方式その他魅力的な景観形成に寄与すると市長が認めた場合</u></p> <p>b <u>催物等のために 10 日程度に限って設置するもので、周辺の景観と調和していると市長が認めた場合</u></p> <p>(キ) <u>屋外広告物に、映像装置を使用することができない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</u></p> <p>a <u>1 面あたりの表示面積が 0.6 m²以下、かつ、公共交通機関の運行状況表示等公共的な目的又は公衆の利便に供する目的で設置するもので、景観上支障がないと市長が認めた場合</u></p> <p>b <u>次の各号に適合し、魅力的な景観形成に寄与すると市長が認めた場合</u></p> <p>(a) <u>公益上必要な施設又は物件に表示する屋外広告物であって、その広告料収入を当該施設又は物件の設置又は管理に要する費用に充てるもの</u></p> <p>(b) <u>1 面あたりの表示面積が 2 m²以下、かつ、上端の高さが 3 m 以下のもの</u></p> <p>(c) <u>原則として表示面の向きを通りに対して概ね平行に設置するなど、景観を阻害しないもの</u></p> <p>(d) <u>表示内容及びデザインについて、第三者の専門家を交えたデザイン調整により景観上及び都市美観上一定の質を保つと市長が認めたもの</u></p> <p>(e) <u>10 秒以上静止した映像のみを表示するもの</u></p>

現行	改訂案
<p>イ 水町通り及び海岸教会通りゾーン <屋上看板> (ア) 屋上看板は、設置することができない。ただし、次の各号に適合するもの又は<u>水町通り及び海岸通りゾーン</u>の個性を生かしたデザインなどで、魅力的な景観形成に寄与し、計画図1の3に示す眺望の視点場からの景観が周辺と調和していると市長が認めた場合は、この限りでない。</p> <p>a 水町通りから山下公園通り側の街区に設置するものである場合は、自己の住宅、店舗、営業所、事業所等又はこれらの敷地に、自己又は自己の営業若しくは事業及び自己の所在、名称、屋号、営業内容等を表示し、又は掲出する物件を設置するもの</p> <p>b 計画図1の3に示す大さん橋、横浜外国人墓地若しくは山手イタリア山庭園の「眺望の視点場」又は山下公園に向かって設置しないもの</p> <p>c 大さん橋通りに面する位置に設置しないもの</p> <p><壁面看板> (イ) 壁面看板の上端の高さを地上 31m（水町通りから山下公園通り側の街区においては、15m）以下とする。ただし、次のいずれかに該当す</p>	<p>(f) <u>屋外広告物を掲出する物件については、広域の範囲で統一してデザインされたもの</u></p> <p>c <u>催物等のために 10 日程度に限って設置するもので、文化芸術の振興その他これに類するものに関する映像のみを表示し、周辺の景観と調和していると市長が認めた場合</u></p> <p>イ 水町通り及び海岸教会通りゾーン <屋上看板> (ア) 屋上看板は、設置することができない。ただし、次の各号に適合するもの又は<u>水町通り及び海岸教会通りゾーン</u>の個性を生かしたデザインなどで、魅力的な景観形成に寄与し、計画図1の3に示す眺望の視点場からの景観が周辺と調和していると市長が認めた場合は、この限りでない。</p> <p>a 水町通りから山下公園通り側の街区に設置するものである場合は、自己の住宅、店舗、営業所、事業所等又はこれらの敷地に、自己又は自己の営業若しくは事業及び自己の所在、名称、屋号、営業内容等を表示し、又は掲出する物件を設置するもの</p> <p>b 計画図1の3に示す大さん橋、横浜外国人墓地若しくは山手イタリア山庭園の「眺望の視点場」又は山下公園に向かって設置しないもの</p> <p>c 大さん橋通り<u>及び当該街路</u>に面する位置に設置しないもの</p> <p><壁面看板> (イ) 壁面看板の上端の高さを地上 31m（水町通りから山下公園通り側の街区においては、15m）以下とする。ただし、次のいずれかに該当す</p>

現行	改訂案
<p>るものは、この限りでない。</p> <p>a 地上からの高さが 31m（水町通りから山下公園通り側の街区においては、15m）を超える部分の表示面積が 10 m²以内で、1 箇所（隣接しない壁面に設置する場合にあっては、2 箇所（各箇所の表示面積が 10 m²以内の場合に限る。)) に建築物の名称等を単色で表示するもの</p> <p>b 計画図 1 の 3 に示す大さん橋の「眺望の視点場」又は山下公園に向かって設置せず、かつ、大さん橋通りに面する位置に設置しないもの</p> <p>(ウ) 水町通りから山下公園通り側の街区で、<u>山下公園通りに面する位置</u>に設置する上端の高さが地上 15m以下の壁面看板の表示面の背景色（地の色）は、マンセル表色系で建築物等の外壁と同一の色相とし、かつ、彩度を 4 以下とする。ただし、次のいずれかに該当するものは、この限りでない。</p> <p>a 一の建築物（当該建築物が複数のテナントに使用されている場合においては、一のテナント）につき表示面積の合計が 5 m²以内のもの</p> <p>b 当該外壁のアクセントとするなど、外壁と一体となったデザインで、水町通り及び海岸教会通りゾーンの魅力的な景観形成に寄与すると市長が認めたもの</p> <p>(エ) 計画図 1 の 3 に示す「見通し景観形成街路」に面する位置に設置する壁面看板の表示面の背景色（地の色）は、マンセル表色系で彩度を 4 以下とする。</p> <p><広告塔・広告板></p>	<p>るものは、この限りでない。</p> <p>a 地上からの高さが 31m（水町通りから山下公園通り側の街区においては、15m）を超える部分の表示面積が 10 m²以内で、1 箇所（隣接しない壁面に設置する場合にあっては、2 箇所（各箇所の表示面積が 10 m²以内の場合に限る。)) に建築物の名称等を単色で表示するもの</p> <p>b 計画図 1 の 3 に示す大さん橋の「眺望の視点場」又は山下公園に向かって設置せず、かつ、大さん橋通り及び<u>当該街路</u>に面する位置に設置しないもの</p> <p>(ウ) <u>山下公園通り又は水町通りから山下公園通り側の街区で山下公園通りに面する位置に設置する</u>、<u>上端の高さが地上 15m以下の壁面看板の表示面の背景色（地の色）は、マンセル表色系で建築物等の外壁のうち壁面看板を設置する部分</u>と同一の色相とし、かつ、彩度を 4 以下とする。ただし、次のいずれかに該当するものは、この限りでない。</p> <p>a 一の建築物（当該建築物が複数のテナントに使用されている場合においては、一のテナント）につき表示面積の合計が 5 m²以内のもの</p> <p>b 当該外壁のアクセントとするなど、外壁と一体となったデザインで、水町通り及び海岸教会通りゾーンの魅力的な景観形成に寄与すると市長が認めたもの</p> <p>(エ) 計画図 1 の 3 に示す「見通し景観形成街路」<u>又は当該街路</u>に面する位置に設置する壁面看板の表示面の背景色（地の色）は、マンセル表色系で彩度を 4 以下とする。</p> <p><広告塔・広告板></p>

現行	改訂案
<p>(オ) 広告塔及び広告板は、歩行者の歩行を阻害しない位置に設置し、次の各号に適合するものとする。</p> <p>a 高さを5m以下とする。</p> <p>b 計画図1の3に示す「見通し景観形成街路」に面する位置に設置する場合は、表示面の向きを当該「見通し景観形成街路」に対して概ね平行に設置するものとする。</p> <p><そで看板></p> <p>(カ) そで看板は、次の各号に適合するものとする。</p> <p>a 上端の高さを地上15m以下とする。</p> <p>b 計画図1の3に示す「見通し景観形成街路」に面する位置に設置するものは、表示面の背景色（地の色）及び表示面以外の部分の色彩を、マンセル表色系で無彩色とする。ただし、表示面積の合計が5㎡以内のものは、この限りでない。</p> <p><照明装置・映像装置></p> <p>(キ) 屋外広告物に照明装置を使用する場合は外照式とし、当該照明装置を遮へいするなど景観を阻害しないものとする。ただし、<u>バックライトにより箱文字部分を浮かび上がらせる間接照明方式、箱文字部分に限った内照方式その他街並み景観を阻害しない照明方式であると市長が認めた場合は、この限りでない。</u></p> <p>(ク) 屋外広告物に、映像装置を使用することができない。ただし、<u>催物</u></p>	<p>(オ) 広告塔及び広告板は、歩行者の歩行を阻害しない位置に設置し、次の各号に適合するものとする。</p> <p>a 高さを5m以下とする。</p> <p>b 計画図1の3に示す「見通し景観形成街路」又は当該街路に面する位置に設置する場合は、表示面の向きを当該「見通し景観形成街路」に対して概ね平行に設置するものとする。</p> <p><そで看板></p> <p>(カ) そで看板は、次の各号に適合するものとする。</p> <p>a 上端の高さを地上15m以下とする。</p> <p>b 計画図1の3に示す「見通し景観形成街路」又は当該街路に面する位置に設置するものは、表示面の背景色（地の色）及び表示面以外の部分の色彩を、マンセル表色系で無彩色とする。ただし、表示面積の合計が5㎡以内のものは、この限りでない。</p> <p><照明装置・映像装置></p> <p>(キ) 屋外広告物に照明装置を使用する場合は外照式とし、当該照明装置を遮へいするなど景観を阻害しないものとする。ただし、<u>次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</u></p> <p>a <u>バックライトにより箱文字部分を浮かび上がらせる間接照明方式、箱文字部分に限った内照方式その他街並み景観を阻害しない照明方式であると市長が認めた場合</u></p> <p>b <u>催物等のために10日程度に限って設置するもので、周辺の景観と調和していると市長が認めた場合</u></p> <p>(ク) 屋外広告物に、映像装置を使用することができない。ただし、<u>次の</u></p>

現行	改訂案
<p><u>等のために一時的に設置するもので、景観上支障がないと市長が認めたものは、この限りでない。</u></p> <p>ウ 本町通りゾーン <屋上看板></p>	<p>いずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>a <u>1面あたりの表示面積が0.6㎡以下、かつ、公共交通機関の運行状況表示等公共的な目的又は公衆の利便に供する目的で設置するもので、景観上支障がないと市長が認めた場合</u></p> <p>b <u>次の各号に適合し、魅力的な景観形成に寄与すると市長が認めた場合</u></p> <p>(a) <u>公益上必要な施設又は物件に表示する屋外広告物であって、その広告料収入を当該施設又は物件の設置又は管理に要する費用に充てるもの</u></p> <p>(b) <u>1面あたりの表示面積が2㎡以下、かつ、上端の高さが3m以下のもの</u></p> <p>(c) <u>原則として表示面の向きを通りに対して概ね平行に設置するなど、景観を阻害しないもの</u></p> <p>(d) <u>表示内容及びデザインについて、第三者の専門家を交えたデザイン調整により景観上及び都市美観上一定の質を保つと市長が認めたもの</u></p> <p>(e) <u>10秒以上静止した映像のみを表示するもの</u></p> <p>(f) <u>屋外広告物を掲出する物件については、広域の範囲で統一してデザインされたもの</u></p> <p>c <u>催物等のために10日程度に限って設置するもので、文化芸術の振興その他これに類するものに関する映像のみを表示し、周辺の景観と調和していると市長が認めた場合</u></p> <p>ウ 本町通りゾーン <屋上看板></p>

現行	改訂案
<p>(ア) 屋上看板は、設置することができない。ただし、次の各号に適合するもの又は本町通りゾーンの個性を生かしたデザインなどで、魅力的な景観形成に寄与し、計画図1の3に示す眺望の視点場からの景観が周辺と調和していると市長が認めた場合は、この限りでない。</p> <p>a 計画図1の3に示す大さん橋、横浜外国人墓地若しくは山手イタリア山庭園の「眺望の視点場」又は山下公園に向かって設置しないもの</p> <p>b 大さん橋通りに面する位置に設置しないもの</p> <p><壁面看板></p> <p>(イ) 壁面看板の上端の高さを地上 31m以下とする。ただし、次のいずれかに該当するものは、この限りでない。</p> <p>a 地上からの高さが31mを超える部分の表示面積が10㎡以内で、1箇所（隣接しない壁面に設置する場合にあっては、2箇所（各箇所の表示面積が10㎡以内の場合に限る。))に建築物の名称等を単色で表示するもの</p> <p>b 計画図に示す大さん橋の「眺望の視点場」又は山下公園に向かって設置せず、かつ、大さん橋通りに面する位置に設置しないもの</p> <p>(ウ) 計画図1の3に示す「見通し景観形成街路」に面する位置に設置する壁面看板の表示面の背景色（地の色）は、マンセル表色系で彩度を4以下とする。ただし、当該外壁のアクセントとするなど、外壁と一体となったデザインで、<u>山下公園通りゾーン</u>の魅力的な景観形成に寄与すると市長が認めたものは、この限りでない。</p>	<p>(ア) 屋上看板は、設置することができない。ただし、次の各号に適合するもの又は本町通りゾーンの個性を生かしたデザインなどで、魅力的な景観形成に寄与し、計画図1の3に示す眺望の視点場からの景観が周辺と調和していると市長が認めた場合は、この限りでない。</p> <p>a 計画図1の3に示す大さん橋、横浜外国人墓地若しくは山手イタリア山庭園の「眺望の視点場」又は山下公園に向かって設置しないもの</p> <p>b 大さん橋通り及び当該街路に面する位置に設置しないもの</p> <p><壁面看板></p> <p>(イ) 壁面看板の上端の高さを地上 31m以下とする。ただし、次のいずれかに該当するものは、この限りでない。</p> <p>a 地上からの高さが31mを超える部分の表示面積が10㎡以内で、1箇所（隣接しない壁面に設置する場合にあっては、2箇所（各箇所の表示面積が10㎡以内の場合に限る。))に建築物の名称等を単色で表示するもの</p> <p>b 計画図に示す大さん橋の「眺望の視点場」又は山下公園に向かって設置せず、かつ、大さん橋通り及び当該街路に面する位置に設置しないもの</p> <p>(ウ) 計画図1の3に示す「見通し景観形成街路」又は当該街路に面する位置に設置する壁面看板の表示面の背景色（地の色）は、マンセル表色系で彩度を4以下とする。ただし、当該外壁のアクセントとするなど、外壁と一体となったデザインで、<u>本町通りゾーン</u>の魅力的な景観形成に寄与すると市長が認めたものは、この限りでない。</p>

現行	改訂案
<p><広告塔・広告板></p> <p>(エ) 広告塔及び広告板は、歩行者の歩行を阻害しない位置に設置し、次の各号に適合するものとする。</p> <p>a 高さを5m以下とする。</p> <p>b 計画図1の3に示す「見通し景観形成街路」に面する位置に設置する場合は、表示面の向きを当該「見通し景観形成街路」に対して概ね平行に設置するものとする。</p> <p><そで看板></p> <p>(オ) そで看板は、次の各号に適合するものとする。</p> <p>a 壁面からの突出幅は、設置する建築物の壁面から1m以下とする。</p> <p>b 上端の高さを地上15m以下とする。</p> <p>c 計画図1の3に示す「見通し景観形成街路」に面する位置に設置する場合は、表示面の背景色（地の色）及び表示面以外の部分の色彩を、マンセル表色系で無彩色とする。ただし、表示面積の合計が5㎡以内のものは、この限りでない。</p> <p><照明装置・映像装置></p> <p>(カ) 屋外広告物に照明装置を使用する場合は外照式とし、当該照明装置を遮へいするなど景観を阻害しないものとする。ただし、<u>バックライトにより箱文字部分を浮かび上がらせる間接照明方式、箱文字部分に限った内照方式その他街並み景観を阻害しない照明方式であると市長が認めた場合は、この限りでない。</u></p>	<p><広告塔・広告板></p> <p>(エ) 広告塔及び広告板は、歩行者の歩行を阻害しない位置に設置し、次の各号に適合するものとする。</p> <p>a 高さを5m以下とする。</p> <p>b 計画図1の3に示す「見通し景観形成街路」<u>又は当該街路</u>に面する位置に設置する場合は、表示面の向きを当該「見通し景観形成街路」に対して概ね平行に設置するものとする。</p> <p><そで看板></p> <p>(オ) そで看板は、次の各号に適合するものとする。</p> <p>a 壁面からの突出幅は、設置する建築物の壁面から1m以下とする。</p> <p>b 上端の高さを地上15m以下とする。</p> <p>c 計画図1の3に示す「見通し景観形成街路」<u>又は当該街路</u>に面する位置に設置する場合は、表示面の背景色（地の色）及び表示面以外の部分の色彩を、マンセル表色系で無彩色とする。ただし、表示面積の合計が5㎡以内のものは、この限りでない。</p> <p><照明装置・映像装置></p> <p>(カ) 屋外広告物に照明装置を使用する場合は外照式とし、当該照明装置を遮へいするなど景観を阻害しないものとする。ただし、<u>次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</u></p> <p>a <u>バックライトにより箱文字部分を浮かび上がらせる間接照明方式、箱文字部分に限った内照方式その他街並み景観を阻害しない照明方式であると市長が認めた場合</u></p>

現行	改訂案
<p>(キ) 屋外広告物に、映像装置を使用することができない。ただし、<u>催物等のために一時的に設置するもので、景観上支障がないと市長が認めたものは、この限りでない。</u></p>	<p>b <u>催物等のために 10 日程度に限って設置するもので、周辺の景観と調和していると市長が認めた場合</u></p> <p>(キ) 屋外広告物に、映像装置を使用することができない。ただし、<u>次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</u></p> <p>a <u>1 面あたりの表示面積が 0.6 m²以下、かつ、公共交通機関の運行状況表示等公共的な目的又は公衆の利便に供する目的で設置するもので、景観上支障がないと市長が認めた場合</u></p> <p>b <u>次の各号に適合し、魅力的な景観形成に寄与すると市長が認めた場合</u></p> <p>(a) <u>公益上必要な施設又は物件に表示する屋外広告物であって、その広告料収入を当該施設又は物件の設置又は管理に要する費用に充てるもの</u></p> <p>(b) <u>1 面あたりの表示面積が 2 m²以下、かつ、上端の高さが 3 m 以下のもの</u></p> <p>(c) <u>原則として表示面の向きを通りに対して概ね平行に設置するなど、景観を阻害しないもの</u></p> <p>(d) <u>表示内容及びデザインについて、第三者の専門家を交えたデザイン調整により景観上及び都市美観上一定の質を保つと市長が認めたもの</u></p> <p>(e) <u>10 秒以上静止した映像のみを表示するもの</u></p> <p>(f) <u>屋外広告物を掲出する物件については、広域の範囲で統一してデザインされたもの</u></p> <p>c <u>催物等のために 10 日程度に限って設置するもので、文化芸術の振興その他これに類するものに関する映像のみを表示し、周辺の景観と調和していると市長が認めた場合</u></p>

現行	改訂案
<p>エ 中華街中央ゾーン</p> <p><屋上看板></p> <p>(ア) 屋上看板は、計画図1の3に示す横浜外国人墓地又は山手イタリア山庭園の「眺望の視点場」に向かって設置しない。ただし、中華街中央ゾーンの個性を生かしたデザインなどで、魅力的な景観形成に寄与し、計画図1の3に示す眺望の視点場からの景観が周辺と調和していると市長が認めた場合は、この限りでない。</p> <p><壁面看板></p> <p>(イ) 上端の高さが地上 20mを超える壁面看板は、設置しない。ただし、次のいずれかに該当するものは、この限りでない。</p> <p>a 地上からの高さが20mを超える部分の表示面積が10㎡以内で、1箇所（隣接しない壁面に設置する場合にあっては、2箇所（各箇所の表示面積が10㎡以内のものに限る。))に建築物の名称等を単色で表示するもの</p> <p>b 計画図1の3に示す横浜外国人墓地又は山手イタリア山庭園の「眺望の視点場」に向かって設置しないもの</p> <p><映像装置></p> <p>(ウ) 屋外広告物に、映像装置を使用することができない。ただし、<u>催物等のために一時的に設置するもので、景観上支障がないと市長が認めた場合は、この限りでない。</u></p>	<p>エ 中華街中央ゾーン</p> <p><屋上看板></p> <p>(ア) 屋上看板は、計画図1の3に示す横浜外国人墓地又は山手イタリア山庭園の「眺望の視点場」に向かって設置しない。ただし、中華街中央ゾーンの個性を生かしたデザインなどで、魅力的な景観形成に寄与し、計画図1の3に示す眺望の視点場からの景観が周辺と調和していると市長が認めた場合は、この限りでない。</p> <p><壁面看板></p> <p>(イ) 上端の高さが地上 20mを超える壁面看板は、設置しない。ただし、次のいずれかに該当するものは、この限りでない。</p> <p>a 地上からの高さが20mを超える部分の表示面積が10㎡以内で、1箇所（隣接しない壁面に設置する場合にあっては、2箇所（各箇所の表示面積が10㎡以内のものに限る。))に建築物の名称等を単色で表示するもの</p> <p>b 計画図1の3に示す横浜外国人墓地又は山手イタリア山庭園の「眺望の視点場」に向かって設置しないもの</p> <p><映像装置></p> <p>(ウ) 屋外広告物に、映像装置を使用することができない。ただし、<u>次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>a 1面あたりの表示面積が0.6㎡以下、かつ、公共交通機関の運行状況表示等公共的な目的又は公衆の利便に供する目的で設置するもので、景観上支障がないと市長が認めた場合</u></p>

現行	改訂案
<p>オ 中華街北辺ゾーン</p> <p>＜映像装置＞</p> <p>(ア) 屋外広告物に、映像装置を使用することができない。ただし、<u>催物等のために一時的に設置するもので、景観上支障がないと市長が認めたものは、この限りでない。</u></p>	<p>b 次の各号に適合し、魅力的な景観形成に寄与すると市長が認めた場合</p> <p>(a) <u>公益上必要な施設又は物件に表示する屋外広告物であって、その広告料収入を当該施設又は物件の設置又は管理に要する費用に充てるもの</u></p> <p>(b) <u>1面あたりの表示面積が2㎡以下、かつ、上端の高さが3m以下のもの</u></p> <p>(c) <u>原則として表示面の向きを通りに対して概ね平行に設置するなど、景観を阻害しないもの</u></p> <p>(d) <u>表示内容及びデザインについて、第三者の専門家を交えたデザイン調整により景観上及び都市美観上一定の質を保つと市長が認めたもの</u></p> <p>(e) <u>10秒以上静止した映像のみを表示するもの</u></p> <p>(f) <u>屋外広告物を掲出する物件については、広域の範囲で統一してデザインされたもの</u></p> <p>c <u>催物等のために10日程度に限って設置するもので、文化芸術の振興その他これに類するものに関する映像のみを表示し、周辺の景観と調和していると市長が認めた場合</u></p> <p>オ 中華街北辺ゾーン</p> <p>＜映像装置＞</p> <p>(ア) 屋外広告物に、映像装置を使用することができない。ただし、<u>次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</u></p> <p>a <u>1面あたりの表示面積が0.6㎡以下、かつ、公共交通機関の運行状況表示等公共的な目的又は公衆の利便に供する目的で設置するも</u></p>

現行	改訂案
<p>カ 中華街南辺ゾーン</p> <p><屋上看板></p> <p>(ア) 屋上看板は、計画図 1 の 3 に示す横浜外国人墓地又は山手イタリア山庭園の「眺望の視点場」に向かって設置しない。ただし、中華街南辺ゾーンの個性を生かしたデザインなどで、魅力的な景観形成に寄与</p>	<p>ので、<u>景観上支障がないと市長が認めた場合</u></p> <p>b 次の各号に適合し、<u>魅力的な景観形成に寄与すると市長が認めた場合</u></p> <p>(a) <u>公益上必要な施設又は物件に表示する屋外広告物であって、その広告料収入を当該施設又は物件の設置又は管理に要する費用に充てるもの</u></p> <p>(b) <u>1面あたりの表示面積が2㎡以下、かつ、上端の高さが3m以下のもの</u></p> <p>(c) <u>原則として表示面の向きを通りに対して概ね平行に設置するなど、景観を阻害しないもの</u></p> <p>(d) <u>表示内容及びデザインについて、第三者の専門家を交えたデザイン調整により景観上及び都市美観上一定の質を保つと市長が認めたもの</u></p> <p>(e) <u>10秒以上静止した映像のみを表示するもの</u></p> <p>(f) <u>屋外広告物を掲出する物件については、広域の範囲で統一してデザインされたもの</u></p> <p>c <u>催物等のために10日程度に限って設置するもので、文化芸術の振興その他これに類するものに関する映像のみを表示し、周辺の景観と調和していると市長が認めた場合</u></p> <p>カ 中華街南辺ゾーン</p> <p><屋上看板></p> <p>(ア) 屋上看板は、計画図 1 の 3 に示す横浜外国人墓地又は山手イタリア山庭園の「眺望の視点場」に向かって設置しない。ただし、中華街南辺ゾーンの個性を生かしたデザインなどで、魅力的な景観形成に寄与</p>

現行	改訂案
<p>し、計画図1の3に示す眺望の視点場からの景観が周辺と調和していると市長が認めた場合は、この限りでない。</p> <p><壁面看板></p> <p>(イ) 上端の高さが地上 20mを超える壁面看板は、設置しない。ただし、次のいずれかに該当するものは、この限りでない。</p> <p>a 地上からの高さが20mを超える部分の表示面積が10㎡以内で、1箇所（隣接しない壁面に設置する場合にあっては、2箇所（各箇所の表示面積が10㎡以内のものに限る。))に設置するもの</p> <p>b 計画図1の3に示す横浜外国人墓地又は山手イタリア山庭園の「眺望の視点場」に向かって設置しないもの</p> <p><映像装置></p> <p>(ウ) 屋外広告物に、映像装置を使用することができない。ただし、<u>催物等のために一時的に設置するもので、景観上支障がないと市長が認めた場合は、この限りでない。</u></p>	<p>し、計画図1の3に示す眺望の視点場からの景観が周辺と調和していると市長が認めた場合は、この限りでない。</p> <p><壁面看板></p> <p>(イ) 上端の高さが地上 20mを超える壁面看板は、設置しない。ただし、次のいずれかに該当するものは、この限りでない。</p> <p>a 地上からの高さが20mを超える部分の表示面積が10㎡以内で、1箇所（隣接しない壁面に設置する場合にあっては、2箇所（各箇所の表示面積が10㎡以内のものに限る。))に設置するもの</p> <p>b 計画図1の3に示す横浜外国人墓地又は山手イタリア山庭園の「眺望の視点場」に向かって設置しないもの</p> <p><映像装置></p> <p>(ウ) 屋外広告物に、映像装置を使用することができない。ただし、<u>次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</u></p> <p>a <u>1面あたりの表示面積が0.6㎡以下、かつ、公共交通機関の運行状況表示等公共的な目的又は公衆の利便に供する目的で設置するもので、景観上支障がないと市長が認めた場合</u></p> <p>b <u>次の各号に適合し、魅力的な景観形成に寄与すると市長が認めた場合</u></p> <p>(a) <u>公益上必要な施設又は物件に表示する屋外広告物であって、その広告料収入を当該施設又は物件の設置又は管理に要する費用に充てるもの</u></p> <p>(b) <u>1面あたりの表示面積が2㎡以下、かつ、上端の高さが3m以下のもの</u></p>

現行	改訂案
<p>キ 大さん橋通りゾーン</p> <p><屋上看板></p> <p>(ア) 屋上看板は、次の各号に適合するものとする。ただし、大さん橋通りゾーンの個性を生かしたデザインなどで、魅力的な景観形成に寄与し、計画図1の3に示す眺望の視点場からの景観が周辺と調和していると市長が認めたものは、この限りでない。</p> <p>a 計画図1の3に示す横浜外国人墓地又は山手イタリア山庭園の「眺望の視点場」に向かって設置しないものとする。</p> <p>b 大さん橋通りに面する位置に設置する屋上看板は、上端から下端までの高さを4m以下とし、かつ、表示面の背景色（地の色）をマンセル表色系で無彩色とするものとする。</p> <p><照明装置・映像装置></p>	<p>(c) <u>原則として表示面の向きを通りに対して概ね平行に設置するなど、景観を阻害しないもの</u></p> <p>(d) <u>表示内容及びデザインについて、第三者の専門家を交えたデザイン調整により景観上及び都市美観上一定の質を保つと市長が認めたもの</u></p> <p>(e) <u>10秒以上静止した映像のみを表示するもの</u></p> <p>(f) <u>屋外広告物を掲出する物件については、広域の範囲で統一してデザインされたもの</u></p> <p>c <u>催物等のために10日程度に限って設置するもので、文化芸術の振興その他これに類するものに関する映像のみを表示し、周辺の景観と調和していると市長が認めた場合</u></p> <p>キ 大さん橋通りゾーン</p> <p><屋上看板></p> <p>(ア) 屋上看板は、次の各号に適合するものとする。ただし、大さん橋通りゾーンの個性を生かしたデザインなどで、魅力的な景観形成に寄与し、計画図1の3に示す眺望の視点場からの景観が周辺と調和していると市長が認めたものは、この限りでない。</p> <p>a 計画図1の3に示す横浜外国人墓地又は山手イタリア山庭園の「眺望の視点場」に向かって設置しないものとする。</p> <p>b 大さん橋通り又は当該街路に面する位置に設置する屋上看板は、上端から下端までの高さを4m以下とし、かつ、表示面の背景色（地の色）をマンセル表色系で無彩色とするものとする。</p> <p><照明装置・映像装置></p>

現行	改訂案
<p>(イ) 屋外広告物に照明装置を使用する場合は外照式とし、当該照明装置を遮へいするなど景観を阻害しないものとする。ただし、バックライトにより箱文字部分を浮かび上がらせる照明方式、箱文字部分に限った内照方式その他街並み景観を阻害しない照明方式であると市長が認めた場合は、この限りでない。</p> <p>(ウ) 屋外広告物に、映像装置を使用することができない。ただし、<u>催物等のために一時的に設置するもので、景観上支障がないと市長が認めた場合は、この限りでない。</u></p>	<p>(イ) 屋外広告物に照明装置を使用する場合は外照式とし、当該照明装置を遮へいするなど景観を阻害しないものとする。ただし、<u>次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</u></p> <p>a <u>バックライトにより箱文字部分を浮かび上がらせる照明方式、箱文字部分に限った内照方式その他街並み景観を阻害しない照明方式であると市長が認めた場合</u></p> <p>b <u>催物等のために 10 日程度に限って設置するもので、周辺の景観と調和していると市長が認めた場合</u></p> <p>(ウ) 屋外広告物に、映像装置を使用することができない。ただし、<u>次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</u></p> <p>a <u>1 面あたりの表示面積が 0.6 m²以下、かつ、公共交通機関の運行状況表示等公共的な目的又は公衆の利便に供する目的で設置するもので、景観上支障がないと市長が認めた場合</u></p> <p>b <u>次の各号に適合し、魅力的な景観形成に寄与すると市長が認めた場合</u></p> <p>(a) <u>公益上必要な施設又は物件に表示する屋外広告物であって、その広告料収入を当該施設又は物件の設置又は管理に要する費用に充てるもの</u></p> <p>(b) <u>1 面あたりの表示面積が 2 m²以下、かつ、上端の高さが 3 m 以下のもの</u></p> <p>(c) <u>原則として表示面の向きを通りに対して概ね平行に設置するなど、景観を阻害しないもの</u></p> <p>(d) <u>表示内容及びデザインについて、第三者の専門家を交えたデザイン調整により景観上及び都市美観上一定の質を保つと市長が認めたもの</u></p>

現行	改訂案
<p>(2) 馬車道周辺特定地区</p> <p><屋外広告物 共通></p> <p>ア 馬車道に面する位置に設置する屋外広告物は、自己の住宅、店舗、営業所、事業所等又はこれらの敷地に、自己又は自己の営業若しくは事業及び自己の所在、名称、屋号、営業内容等を表示し、又は掲出物件を設置するものとする。ただし、<u>表示面積の合計が5㎡以下、かつ、上端の高さが地上5m以下のもので、案内・誘導サイン等広域の範囲で統一してデザインされ、馬車道周辺特定地区の魅力的な景観形成に寄与すると市長が認めたものは、この限りでない。</u></p>	<p>(e) <u>10秒以上静止した映像のみを表示するもの</u></p> <p>(f) <u>屋外広告物を掲出する物件については、広域の範囲で統一してデザインされたもの</u></p> <p>c <u>催物等のために10日程度に限って設置するもので、文化芸術の振興その他これに類するものに関する映像のみを表示し、周辺の景観と調和していると市長が認めた場合</u></p> <p>(2) 馬車道周辺特定地区</p> <p><屋外広告物 共通></p> <p>ア 馬車道又は当該街路に面する位置に設置する屋外広告物は、自己の住宅、店舗、営業所、事業所等又はこれらの敷地に、自己又は自己の営業若しくは事業及び自己の所在、名称、屋号、営業内容等を表示し、又は掲出物件を設置するものとする。ただし、<u>次のいずれかに該当する場合はこの限りでない。</u></p> <p>a <u>表示面積の合計が5㎡以下、かつ、上端の高さが地上5m以下のもので、案内・誘導サイン等広域の範囲で統一してデザインされ、馬車道周辺特定地区の魅力的な景観形成に寄与すると市長が認めた場合</u></p> <p>b <u>催物等のために数日間に限って設ける広告塔、広告板、立看板等若しくは電柱添架広告物等又は催物等のために一時的に設ける広告旗若しくは広告幕であって、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる面積以下とし、景観上支障がないと市長が認めた場合</u></p> <p>(a) <u>表示面積が10㎡未満の屋外広告物 当該屋外広告物の表示面積の10分の1</u></p>

現行	改訂案
<p><屋上看板></p> <p>イ 馬車道に面する位置に、屋上看板は、設置することができない。ただし、馬車道周辺特定地区の個性を生かしたデザインなどで、魅力的な景観形成に寄与し、計画図1の3に示す眺望の視点場からの景観が周辺と調和していると市長が認めた場合は、この限りでない。</p> <p><壁面看板></p> <p>ウ 建築物の3階以上の部分に、壁面看板は設置しないものとする。ただし、<u>次に掲げるものはこの限りでない。</u></p> <p>(ア) 建築物又はテナントの名称等を単色で表示するもの</p> <p>(イ) 一の建築物につき1箇所とするもの</p> <p>エ 計画図1の3に示す「見通し景観形成街路」に面する位置に設置する壁面看板の表示面の背景色（地の色）は、マンセル表色系で彩度を4以下とする。</p> <p><広告塔・広告板></p> <p>オ 計画図1の3に示す「見通し景観形成街路」に面する位置に設置する広告塔及び広告板は、表示面の向きを当該「見通し景観形成街路」に対して概ね平行に設置するものとする。</p> <p><そで看板></p>	<p><u>(b) 表示面積が10㎡以上20㎡未満の屋外広告物 1㎡</u></p> <p><u>(c) 表示面積が20㎡以上の屋外広告物 当該屋外広告物の表示面積の20分の1</u></p> <p><屋上看板></p> <p>イ <u>馬車道及び当該街路</u>に面する位置に、屋上看板は、設置することができない。ただし、馬車道周辺特定地区の個性を生かしたデザインなどで、魅力的な景観形成に寄与し、計画図1の3に示す眺望の視点場からの景観が周辺と調和していると市長が認めた場合は、この限りでない。</p> <p><壁面看板></p> <p>ウ 建築物の3階以上の部分に、壁面看板は設置しないものとする。ただし、<u>次の各号に適合するものはこの限りでない。</u></p> <p>(ア) 建築物又はテナントの名称等を単色で表示するもの</p> <p>(イ) 一の建築物につき1箇所とするもの</p> <p>エ 計画図1の3に示す「見通し景観形成街路」<u>又は当該街路</u>に面する位置に設置する壁面看板の表示面の背景色（地の色）は、マンセル表色系で彩度を4以下とする。</p> <p><広告塔・広告板></p> <p>オ 計画図1の3に示す「見通し景観形成街路」<u>又は当該街路</u>に面する位置に設置する広告塔及び広告板は、表示面の向きを当該「見通し景観形成街路」に対して概ね平行に設置するものとする。</p> <p><そで看板></p>

現行	改訂案
<p>カ そで看板は、次の各号に適合するものとする。</p> <p>(ア) 表示面の横幅は1m以下とする。</p> <p>(イ) 下端の高さを地上6.5m以上とする。</p> <p>(ウ) 計画図1の3に示す「見通し景観形成街路」に面する位置に設置するものは、表示面の背景色（地の色）及び表示面以外の部分の色彩を、マンセル表色系で無彩色とする。ただし、表示面積の合計が5㎡以内のものは、この限りでない。</p> <p><照明装置・映像装置></p> <p>キ 計画図1の3に示す「見通し景観形成街路」に面する位置に設置する屋外広告物に照明装置を使用する場合は外照式とし、当該照明装置を遮へいするなど景観を阻害しないものとする。ただし、<u>バックライトにより箱文字部分を浮かび上がらせる間接照明方式、箱文字部分に限った内照方式その他街並み景観を阻害しない照明方式であると市長が認めた場合は、この限りでない。</u></p> <p>ク 計画図1の3に示す「見通し景観形成街路」に面する位置に設置する屋外広告物に、常時点滅する照明装置があるものを使用することができない。</p> <p>ケ 計画図1の3に示す「見通し景観形成街路」に面する位置に設置する屋外広告物に、映像装置を使用することができない。</p>	<p>カ そで看板は、次の各号に適合するものとする。</p> <p>(ア) 表示面の横幅は1m以下とする。</p> <p>(イ) 下端の高さを地上6.5m以上とする。</p> <p>(ウ) 計画図1の3に示す「見通し景観形成街路」又は<u>当該街路</u>に面する位置に設置するものは、表示面の背景色（地の色）及び表示面以外の部分の色彩を、マンセル表色系で無彩色とする。ただし、表示面積の合計が5㎡以内のものは、この限りでない。</p> <p><照明装置・映像装置></p> <p>キ 計画図1の3に示す「見通し景観形成街路」又は<u>当該街路</u>に面する位置に設置する屋外広告物に照明装置を使用する場合は外照式とし、当該照明装置を遮へいするなど景観を阻害しないものとする。ただし、<u>次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</u></p> <p>a <u>バックライトにより箱文字部分を浮かび上がらせる間接照明方式、箱文字部分に限った内照方式その他街並み景観を阻害しない照明方式であると市長が認めた場合</u></p> <p>b <u>催物等のために10日程度に限って設置するもので、周辺の景観と調和していると市長が認めた場合</u></p> <p>ク 計画図1の3に示す「見通し景観形成街路」又は<u>当該街路</u>に面する位置に設置する屋外広告物に、常時点滅する照明装置があるものを使用することができない。</p> <p>ケ 計画図1の3に示す「見通し景観形成街路」又は<u>当該街路</u>に面する位置に設置する屋外広告物に、映像装置を使用することができない。<u>ただし、1面あたりの表示面積が0.6㎡以下、かつ、公共交通機関の運行状況表示等公共的な目的又は公衆の利便に供する目的で設置するも</u></p>

現行	改訂案
<p>(3) 日本大通り特定地区</p> <p><屋外広告物 共通></p> <p>ア 日本大通りに面する位置に設置する屋外広告は、自己の住宅、店舗、営業所、事業所等又はこれらの敷地に、自己又は自己の営業若しくは事業及び自己の所在、名称、屋号、営業内容等を表示し、又は掲出物件を設置するものとする。ただし、<u>表示面積の合計が5㎡以下、かつ、上端の高さが地上5m以下のもので、案内・誘導サイン等広域の範囲で統一してデザインされ、日本大通り特定地区の魅力的な景観形成に寄与すると市長が認めた場合は、この限りでない。</u></p>	<p><u>ので、景観上支障がないと市長が認めた場合は、この限りでない。</u></p> <p>(3) 日本大通り特定地区</p> <p><屋外広告物 共通></p> <p>ア 日本大通り又は当該街路に面する位置に設置する屋外広告は、自己の住宅、店舗、営業所、事業所等又はこれらの敷地に、自己又は自己の営業若しくは事業及び自己の所在、名称、屋号、営業内容等を表示し、又は掲出物件を設置するものとする。ただし、<u>次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</u></p> <p>(ア) <u>表示面積の合計が5㎡以下、かつ、上端の高さが地上5m以下のもので、案内・誘導サイン等広域の範囲で統一してデザインされ、日本大通り特定地区の魅力的な景観形成に寄与すると市長が認めた場合</u></p> <p>(イ) <u>催物等のために数日間に限って設ける広告塔、広告板、立看板等若しくは電柱添加広告物等又は催物等のために一時的に設ける広告旗若しくは広告幕であって、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる面積以下とし、景観上支障がないと市長が認めた場合</u></p> <p>a <u>規定に適合しない部分の内容が、催物の運営に必要な協賛企業名等やむを得ないもの</u></p> <p>b <u>規定に適合しない部分の面積を、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる面積以下とするもの</u></p> <p>(a) <u>表示面積が10㎡未満の屋外広告物 当該屋外広告物の表示面積の10分の1</u></p> <p>(b) <u>表示面積が10㎡以上20㎡未満の屋外広告物 1㎡</u></p> <p>(c) <u>表示面積が20㎡以上の屋外広告物 当該屋外広告物の表示面積の20分の1</u></p>

現行	改訂案
<p><屋上看板></p> <p>イ 屋上看板は、設置することができない。ただし、次の各号に適合するもの又は日本大通り特定地区の個性を生かしたデザインなどで、魅力的な景観形成に寄与し、計画図1の3に示す眺望の視点場からの景観が周辺と調和し、かつ、横浜公園からの眺望景観と調和していると市長が認めた場合は、この限りでない。</p> <p>(ア) 日本大通りに面する位置に設置しないもの</p> <p>(イ) 計画図1の3に示す大さん橋又は赤レンガパークの「横浜三塔への眺望の視点場」に向かって設置しないもの</p> <p>(ウ) 横浜公園に面する位置に設置するものは、上端から下端までの高さを4m以下とし、かつ、表示面の背景色（地の色）をマンセル表色系で無彩色とするもの</p> <p><壁面看板></p> <p>ウ 壁面看板は、次の各号に適合するものとする。</p> <p>(ア) 上端の高さが地上15mを超えるものは、設置しない。ただし、次のいずれかに該当するものは、この限りでない。</p> <p>a 地上からの高さが15mを超える部分の表示面積が10㎡以内で、1箇所（隣接しない壁面に設置する場合にあっては、2箇所（各箇所の表示面積が10㎡以内のものに限る。))に建築物の名称等を単色で表示するもの</p> <p>b 日本大通りに面する位置に設置せず、かつ、計画図1の3に示す大さん橋及び赤レンガパークの「横浜三塔への眺望の視点場」に向かって設置しないもの</p>	<p><屋上看板></p> <p>イ 屋上看板は、設置することができない。ただし、次の各号に適合するもの又は日本大通り特定地区の個性を生かしたデザインなどで、魅力的な景観形成に寄与し、計画図1の3に示す眺望の視点場からの景観が周辺と調和し、かつ、横浜公園からの眺望景観と調和していると市長が認めた場合は、この限りでない。</p> <p>(ア) 日本大通り及び当該街路に面する位置に設置しないもの</p> <p>(イ) 計画図1の3に示す大さん橋又は赤レンガパークの「横浜三塔への眺望の視点場」に向かって設置しないもの</p> <p>(ウ) 横浜公園に面する位置に設置するものは、上端から下端までの高さを4m以下とし、かつ、表示面の背景色（地の色）をマンセル表色系で無彩色とするもの</p> <p><壁面看板></p> <p>ウ 壁面看板は、次の各号に適合するものとする。</p> <p>(ア) 上端の高さが地上15mを超えるものは、設置しない。ただし、次のいずれかに該当するものは、この限りでない。</p> <p>a 地上からの高さが15mを超える部分の表示面積が10㎡以内で、1箇所（隣接しない壁面に設置する場合にあっては、2箇所（各箇所の表示面積が10㎡以内のものに限る。))に建築物の名称等を単色で表示するもの</p> <p>b 日本大通り及び当該街路に面する位置に設置せず、かつ、計画図1の3に示す大さん橋及び赤レンガパークの「横浜三塔への眺望の視点場」に向かって設置しないもの</p>

現行	改訂案
<p>(イ) 表示面の背景色（地の色）は、マンセル表色系で建築物等の外壁と同一の色相とし、かつ、彩度を4以下とする。ただし、次のいずれかに該当するものは、この限りでない。</p> <p>a 一の建築物（当該建築物が複数のテナントに使用されている場合には、一のテナント）につき表示面積の合計が5㎡以内のもの</p> <p>b 当該外壁のアクセントとするなど、外壁と一体となったデザインで、日本大通り特定地区の魅力的な景観形成に寄与すると市長が認めたもの</p> <p><広告塔・広告板></p> <p>エ 広告塔及び広告板は、歩行者の歩行を阻害しない位置に設置し、次の各号に適合するものとする。</p> <p>(ア) 日本大通りに面する位置に設置する場合は、一の敷地につき1箇所とする。ただし、日本大通りに接する敷地の間口が長く、広告塔及び広告板の視認性に支障が出る等の場合は、当該敷地の両端にそれぞれ1箇所設置することができるものとする。</p> <p>(イ) 高さを、5m以下とする。</p> <p>(ウ) 表示面の背景色（地の色）及び表示面以外の部分の色彩は、マンセル表色系で彩度を4以下とする。ただし、材質にアルミを使用するものその他日本大通りの魅力的な景観形成に寄与するものと市長が認めた場合は、この限りでない。</p> <p><そで看板></p> <p>オ そで看板は、次の各号に適合するものとする。</p> <p>(ア) 壁面からの突出幅は、設置する建築物の壁面のうち、日本大通りに</p>	<p>(イ) 表示面の背景色（地の色）は、マンセル表色系で建築物等の外壁のうち壁面看板を設置する部分と同一の色相とし、かつ、彩度を4以下とする。ただし、次のいずれかに該当するものは、この限りでない。</p> <p>a 一の建築物（当該建築物が複数のテナントに使用されている場合には、一のテナント）につき表示面積の合計が5㎡以内のもの</p> <p>b 当該外壁のアクセントとするなど、外壁と一体となったデザインで、日本大通り特定地区の魅力的な景観形成に寄与すると市長が認めたもの</p> <p><広告塔・広告板></p> <p>エ 広告塔及び広告板は、歩行者の歩行を阻害しない位置に設置し、次の各号に適合するものとする。</p> <p>(ア) 日本大通りに面する位置に設置する場合は、一の敷地につき1箇所とする。ただし、日本大通りに接する敷地の間口が長く、広告塔及び広告板の視認性に支障が出る等の場合は、当該敷地の両端にそれぞれ1箇所設置することができるものとする。</p> <p>(イ) 高さを、5m以下とする。</p> <p>(ウ) 表示面の背景色（地の色）及び表示面以外の部分の色彩は、マンセル表色系で彩度を4以下とする。ただし、材質にアルミを使用するものその他日本大通りの魅力的な景観形成に寄与するものと市長が認めた場合は、この限りでない。</p> <p><そで看板></p> <p>オ そで看板は、次の各号に適合するものとする。</p> <p>(ア) 壁面からの突出幅は、設置する建築物の壁面のうち、日本大通り内</p>

現行	改訂案
<p>面する壁面から 0.8m以下とし、その他の壁面から 1 m以下とする。</p> <p>(イ) 上端の高さを地上 15m以下とする。</p> <p>(ウ) 表示面の背景色（地の色）及び表示面以外の部分の色彩は、マンセル表色系で無彩色とする。</p> <p><照明装置・映像装置></p> <p>カ 屋外広告物に照明装置を使用する場合は外照式とし、当該照明装置を遮へいするなど景観を阻害しないものとする。ただし、<u>バックライトにより箱文字部分を浮かび上がらせる間接照明方式、箱文字部分に限った内照方式その他街並み景観を阻害しない照明方式であると市長が認めた場合は、この限りでない。</u></p> <p>キ 屋外広告物に、映像装置を使用することができない。ただし、<u>催物等のために一時的に設置するもので、景観上支障がないと市長が認めたものは、この限りでない。</u></p>	<p><u>の壁面又は当該街路に面する壁面から 0.8m以下とし、その他の壁面から 1 m以下とする。</u></p> <p>(イ) 上端の高さを地上 15m以下とする。</p> <p>(ウ) 表示面の背景色（地の色）及び表示面以外の部分の色彩は、マンセル表色系で無彩色とする。</p> <p><照明装置・映像装置></p> <p>カ 屋外広告物に照明装置を使用する場合は外照式とし、当該照明装置を遮へいするなど景観を阻害しないものとする。ただし、<u>のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</u></p> <p>a <u>バックライトにより箱文字部分を浮かび上がらせる間接照明方式、箱文字部分に限った内照方式その他街並み景観を阻害しない照明方式であると市長が認めた場合</u></p> <p>b <u>催物等のために 10 日程度に限りて設置するもので、周辺の景観と調和していると市長が認めた場合</u></p> <p>キ 屋外広告物に、映像装置を使用することができない。ただし、<u>次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</u></p> <p>a <u>1面あたりの表示面積が 0.6 m²以下、かつ、公共交通機関の運行状況表示等公共的な目的又は公衆の利便に供する目的で設置するもので、景観上支障がないと市長が認めた場合</u></p> <p>b <u>催物等のために 10 日程度に限りて設置するもので、文化芸術の振興その他これに類するものに関する映像のみを表示し、周辺の景観と調和していると市長が認めた場合</u></p> <p><広告幕></p>

現行	改訂案
<p>(4) <u>市庁舎前面特定地区</u></p> <p><屋上看板></p> <p>ア 屋上看板は、<u>くすのき広場又はみなと大通りに向かって設置することができない。ただし、市庁舎前面特定地区の個性を生かしたデザインなどで、魅力的な景観形成に寄与し、計画図1の3に示す眺望の視点場からの景観が周辺と調和していると市長が認めた場合は、この限りでない。</u></p> <p><壁面看板></p> <p>イ 上端の高さが地上15mを超える壁面看板は、<u>くすのき広場、尾上町通り又はみなと大通りに面する位置に設置しない。ただし、次のいずれかに該当するものは、この限りでない。</u></p>	<p>ク 広告幕は、次の各号に適合するものとする。ただし、催物等のために10日程度に限って設置するもので、<u>景観上支障がないと市長が認めたものはこの限りでない。</u></p> <p>(ア) 広告表示率（広告幕の面積に対する、文字、マーク及び商品等を具体的に表示している部分の合計面積の割合をいう。）は25%以下とし、<u>表示面の背景色（地の色）は単色を用いた無地を基調とするもの</u></p> <p>(イ) <u>背景色（地の色）に蛍光色を用いず、かつ、日本大通り周辺の街並みと調和していると市長が認めたもの</u></p> <div data-bbox="1451 603 2136 767" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>網掛け部分の内容については、「市庁舎移転に伴う横浜市景観計画・関内地区都市景観協議地区の変更等において」にて審議を実施</p> </div> <p>(4) <u>関内駅前特定地区</u></p> <p><屋上看板></p> <p>ア 屋上看板は、<u>次の各号に適合するものとする。</u></p> <p>(ア) <u>横浜市道山下町第7号線又はみなと大通りには設置することができず、当該街路に接する敷地内に設置するものは、当該街路に向かつて設置することができない。ただし、関内駅前特定地区の個性を生かしたデザインなどで、魅力的な景観の形成に寄与すると市長が認めた場合は、この限りでない。</u></p> <p>(イ) <u>設置高さが60mを超えるものは設置しないものとする。</u></p> <p><壁面看板></p> <p>イ 上端の高さが15mを超える壁面看板は、<u>尾上町通り（計画図1の2に示す「重点歩行者ネットワーク街路」に指定された部分に限る。）、横浜市道山下町第7号線、みなと大通り若しくは計画図1の8に示す「景観重要道路」又は当該街路のいずれかに接する敷地内のうち当該街路に面</u></p>

現行	改訂案
<p>(ア) 地上からの高さが15mを超える部分の表示面積が10㎡以内で、1箇所（隣接しない壁面に設置する場合にあっては、2箇所（各箇所の表示面積が10㎡以内のものに限る。))に建築物の名称等を単色で表示するもの</p> <p>(イ) <u>くすのき広場又はみなと大通りに面する位置に設置しないもので、かつ、市庁舎前面の街並み景観を阻害しないと市長が認めたもの</u></p> <p><広告塔・広告板></p> <p>ウ 広告塔及び広告板は、歩行者の歩行を阻害しない位置に設置し、次の各号に適合するものとする。</p> <p>(ア) 高さを5m以下とする。</p> <p>(イ) 表示面の背景色（地の色）及び表示面以外の部分の色彩は、マンセル表色系で彩度を4以下とする。ただし、材質にアルミを使用するものその他<u>市庁舎前面</u>の街並み景観を阻害しないものと市長が認めた場合は、この限りでない。</p> <p><そで看板></p> <p>エ そで看板は、次の各号に適合するものとする。</p>	<p><u>する位置に設置しない。</u>ただし、次のいずれかに該当するものは、この限りでない。</p> <p>(ア) 地上からの高さが15mを超える部分の表示面積が10㎡以内で、1箇所（隣接しない壁面に設置する場合にあっては、2箇所（各箇所の表示面積が10㎡以内のものに限る。))に建築物の名称等を単色で表示するもの</p> <p>(イ) <u>当該壁面のアクセントとするなど、外壁と一体となったデザインで、関内駅前特定地区の魅力的な景観形成に寄与すると市長が認めたもの</u></p> <p><広告塔・広告板></p> <p>ウ <u>尾上町通り（計画図1の2に示す「重点歩行者ネットワーク街路」に指定された部分に限る。）、横浜市道山下町第7号線、みなと大通り若しくは計画図1の8に示す「景観重要道路」又は当該街路のいずれかに接する敷地内に設置する</u>広告塔及び広告板は、歩行者の歩行を阻害しない位置に設置し、次の各号に適合するものとする。</p> <p>(ア) 高さを5m以下とする。</p> <p>(イ) 表示面の背景色（地の色）及び表示面以外の部分の色彩は、マンセル表色系で彩度を4以下とする。ただし、材質にアルミを使用するものその他<u>関内駅前特定地区</u>の街並み景観を阻害しないものと市長が認めた場合は、この限りでない。</p> <p><そで看板></p> <p>エ <u>尾上町通り（計画図1の2に示す「重点歩行者ネットワーク街路」に指定された部分に限る。）、横浜市道山下町第7号線、みなと大通り若し</u></p>

現行	改訂案
<p>(ア) 壁面からの突出幅は、設置する建築物の壁面から1 m以下とする。 (イ) 上端の高さを地上15m以下とする。</p> <p><照明装置・映像装置></p> <p>オ 屋外広告物に照明装置を使用する場合は外照式とし、当該照明装置を遮へいするなど景観を阻害しないものとする。ただし、<u>バックライトにより箱文字部分を浮かび上がらせる間接照明方式、箱文字部分に限った内照方式その他街並み景観を阻害しない照明方式であると市長が認めた場合は、この限りでない。</u></p> <p>カ 屋外広告物に、映像装置を使用することができない。ただし、<u>催物等のために一時的に設置するもので、景観上支障がないと市長が認めた場合は、この限りでない。</u></p>	<p><u>くは計画図1の8に示す「景観重要道路」に設置する</u>ので看板又は当該街路のいずれかに接する敷地内において当該道路に面する位置に設置する<u>ので</u>看板は、次の各号に適合するものとする。</p> <p>(ア) 壁面からの突出幅は、設置する建築物の壁面から1 m以下とする。 (イ) 上端の高さを地上15m以下とする。</p> <p><照明装置・映像装置></p> <p>オ <u>尾上町通り（計画図1の2に示す「重点歩行者ネットワーク街路」に指定された部分に限る。）、横浜市道山下町第7号線、みなと大通り若しくは計画図1の8に示す「景観重要道路」に設置する</u>屋外広告物又は当該街路のいずれかに接する敷地内のうち当該街路に面する位置に設置する屋外広告物に照明装置を使用する場合は外照式とし、当該照明装置を遮へいするなど景観を阻害しないものとする。ただし、<u>次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</u></p> <p>a <u>バックライトにより箱文字部分を浮かび上がらせる間接照明方式、箱文字部分に限った内照方式その他街並み景観を阻害しない照明方式であると市長が認めた場合</u></p> <p>b <u>催物等のために10日程度に限って設置するもので、周辺の景観と調和していると市長が認めた場合</u></p> <p>カ <u>尾上町通り（計画図1の2に示す「重点歩行者ネットワーク街路」に指定された部分に限る。）、横浜市道山下町第7号線、みなと大通り若しくは計画図1の8に示す「景観重要道路」に設置する</u>屋外広告物又は当該街路のいずれかに接する敷地内において当該街路に面する位置に設置する屋外広告物に、映像装置を使用することができない。ただし、<u>次の</u></p>

現行	改訂案
<p>(5) 北仲通り北準特定地区 <屋上看板></p>	<p>いずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>a <u>1面あたりの表示面積が0.6㎡以下、かつ、公共交通機関の運行状況表示等公共的な目的又は公衆の利便に供する目的で設置等するもので、景観上支障がないと市長が認めた場合</u></p> <p>b <u>次の各号に適合し、魅力的な景観形成に寄与すると市長が認めた場合</u></p> <p>(a) <u>公益上必要な施設又は物件に表示する屋外広告物であって、その広告料収入を当該施設又は物件の設置又は管理に要する費用に充てるもの</u></p> <p>(b) <u>1面あたりの表示面積が2㎡以下、かつ、上端の高さが3m以下のもの</u></p> <p>(c) <u>原則として表示面の向きを通りに対して概ね平行に設置するなど、景観を阻害しないもの</u></p> <p>(d) <u>表示内容及びデザインについて、第三者の専門家を交えたデザイン調整により景観上及び都市美観上一定の質を保つと市長が認めたもの</u></p> <p>(e) <u>10秒以上静止した映像のみを表示するもの</u></p> <p>(f) <u>屋外広告物を掲出する物件については、広域の範囲で統一してデザインされたもの</u></p> <p>c <u>催物等のために10日程度に限って設置するもので、文化芸術の振興その他これに類するものに関する映像のみを表示し、周辺の景観と調和していると市長が認めた場合</u></p> <p>(5) 北仲通り北準特定地区 <屋上看板></p>

現行	改訂案
<p>ア 屋上看板は、設置することができない。ただし、次の各号に適合するもの又は北仲通り北準特定地区の個性を生かしたデザインなどで、魅力的な景観形成に寄与し、計画図1の3に示す眺望の視点場からの景観が周辺と調和していると市長が認めたものは、この限りでない。</p> <p>(ア) 自己の住宅、店舗、営業所、事業所等又はこれらの敷地に、自己又は自己の営業若しくは事業及び自己の所在、名称、屋号、営業内容等を表示し、又は掲出物件を設置するもの</p> <p>(イ) 自動車に面する位置に設置しないもの</p> <p>(ウ) 計画図1の3に示す大さん橋の「眺望の視点場」に向かって設置しないもの</p> <p><壁面看板></p> <p>イ 壁面看板は、次の各号に適合するものとする。</p> <p>(ア) 上端の高さが地上15mを超えるものは、設置しない。ただし、次のいずれかに該当するものは、この限りでない。</p> <p>a 地上からの高さが15mを超える部分の表示面積が10㎡以内で、1箇所（隣接しない壁面に設置する場合にあっては、2箇所（各箇所の表示面積が10㎡以内のものに限る。))に建築物の名称等を単色で表示するもの</p> <p>b 自動車に面する位置に設置せず、かつ、計画図1の3に示す大さん橋の「眺望の視点場」に向かって設置しないもので、自動車及び港からの眺望を阻害しないと市長が認めたもの</p> <p>(イ) 表示面の背景色（地の色）は、マンセル表色系で建築物等の外壁と同一の色相とし、かつ、彩度を4以下とする。ただし、次のいずれかに該当するものは、この限りでない。</p>	<p>ア 屋上看板は、設置することができない。ただし、次の各号に適合するもの又は北仲通り北準特定地区の個性を生かしたデザインなどで、魅力的な景観形成に寄与し、計画図1の3に示す眺望の視点場からの景観が周辺と調和していると市長が認めたものは、この限りでない。</p> <p>(ア) 自己の住宅、店舗、営業所、事業所等又はこれらの敷地に、自己又は自己の営業若しくは事業及び自己の所在、名称、屋号、営業内容等を表示し、又は掲出物件を設置するもの</p> <p>(イ) 自動車に面する位置に設置しないもの</p> <p>(ウ) 計画図1の3に示す大さん橋の「眺望の視点場」に向かって設置しないもの</p> <p><壁面看板></p> <p>イ 壁面看板は、次の各号に適合するものとする。</p> <p>(ア) 上端の高さが地上15mを超えるものは、設置しない。ただし、次のいずれかに該当するものは、この限りでない。</p> <p>a 地上からの高さが15mを超える部分の表示面積が10㎡以内で、1箇所（隣接しない壁面に設置する場合にあっては、2箇所（各箇所の表示面積が10㎡以内のものに限る。))に建築物の名称等を単色で表示するもの</p> <p>b 自動車に面する位置に設置せず、かつ、計画図1の3に示す大さん橋の「眺望の視点場」に向かって設置しないもので、自動車及び港からの眺望を阻害しないと市長が認めたもの</p> <p>(イ) 表示面の背景色（地の色）は、マンセル表色系で建築物等の外壁のうち壁面看板を設置する部分と同一の色相とし、かつ、彩度を4以下とする。ただし、次のいずれかに該当するものは、この限りでない。</p>

現行	改訂案
<p>a 一の建築物（当該建築物が複数のテナントに使用されている場合には、一のテナント）につき表示面積の合計が5㎡以内のもの</p> <p>b 当該外壁のアクセントとするなど、外壁と一体となったデザインで、北仲通り北準特定地区の魅力的な景観形成に寄与すると市長が認めたもの</p> <p><広告塔・広告板></p> <p>ウ 広告塔及び広告板は、高さを5m以下とし、かつ、歩行者の歩行を阻害しない場所に設置するものとする。</p> <p><照明装置・映像装置></p> <p>エ 建築物に設置する屋外広告物にあつては当該建築物の3階以上に設置するもの、及びその他のものにあつては屋外広告物の上端の高さを地上5m以上に設置するものに、照明装置を使用する場合は外照式とし、当該照明装置を遮へいするなど景観を阻害しないものとする。ただし、<u>バックライトにより箱文字部分を浮かび上がらせる間接照明方式、箱文字部分に限った内照方式その他街並み景観を阻害しない照明方式であると市長が認めた場合は、この限りでない。</u></p> <p>オ 屋外広告物に、映像装置を使用することができない。ただし、<u>催物等のために一時的に設置するもので、景観上支障がないと市長が認めた場合は、この限りでない。</u></p>	<p>a 一の建築物（当該建築物が複数のテナントに使用されている場合には、一のテナント）につき表示面積の合計が5㎡以内のもの</p> <p>b 当該外壁のアクセントとするなど、外壁と一体となったデザインで、北仲通り北準特定地区の魅力的な景観形成に寄与すると市長が認めたもの</p> <p><広告塔・広告板></p> <p>ウ 広告塔及び広告板は、高さを5m以下とし、かつ、歩行者の歩行を阻害しない場所に設置するものとする。</p> <p><照明装置・映像装置></p> <p>エ 建築物に設置する屋外広告物にあつては当該建築物の3階以上に設置するもの、及びその他のものにあつては屋外広告物の上端の高さを地上5m以上に設置するものに、照明装置を使用する場合は外照式とし、当該照明装置を遮へいするなど景観を阻害しないものとする。ただし、<u>次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</u></p> <p>a <u>バックライトにより箱文字部分を浮かび上がらせる間接照明方式、箱文字部分に限った内照方式その他街並み景観を阻害しない照明方式であると市長が認めた場合</u></p> <p>b <u>催物等のために10日程度に限って設置するもので、周辺の景観と調和していると市長が認めた場合</u></p> <p>オ 屋外広告物に、映像装置を使用することができない。ただし、<u>次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</u></p> <p>a <u>1面あたりの表示面積が0.6㎡以下、かつ、公共交通機関の運行状況表示等公共的な目的又は公衆の利便に供する目的で設置するも</u></p>

現行	改訂案
<p>(6) 北仲通り南準特定地区</p> <p><屋上看板></p> <p>ア 屋上看板は、設置することができない。ただし、次の各号に適合するもの又は北仲通り南準特定地区の個性を生かしたデザインなどで、魅力的な景観形成に寄与し、計画図1の3に示す眺望の視点場からの景観が</p>	<p><u>ので、景観上支障がないと市長が認めた場合</u></p> <p><u>b 次の各号に適合し、魅力的な景観形成に寄与すると市長が認めた場合</u></p> <p><u>(a) 公益上必要な施設又は物件に表示する屋外広告物であって、その広告料収入を当該施設又は物件の設置又は管理に要する費用に充てるもの</u></p> <p><u>(b) 1面あたりの表示面積が2㎡以下、かつ、上端の高さが3m以下のもの</u></p> <p><u>(c) 原則として表示面の向きを通りに対して概ね平行に設置するなど、景観を阻害しないもの</u></p> <p><u>(d) 表示内容及びデザインについて、第三者の専門家を交えたデザイン調整により景観上及び都市美観上一定の質を保つと市長が認めたもの</u></p> <p><u>(e) 10秒以上静止した映像のみを表示するもの</u></p> <p><u>(f) 屋外広告物を掲出する物件については、広域の範囲で統一してデザインされたもの</u></p> <p><u>c 催物等のために10日程度に限って設置するもので、文化芸術の振興その他これに類するものに関する映像のみを表示し、周辺の景観と調和していると市長が認めた場合</u></p> <p>(6) 北仲通り南準特定地区</p> <p><屋上看板></p> <p>ア 屋上看板は、設置することができない。ただし、次の各号に適合するもの又は北仲通り南準特定地区の個性を生かしたデザインなどで、魅力的な景観形成に寄与し、計画図1の3に示す眺望の視点場からの景観が</p>

現行	改訂案
<p>周辺と調和していると市長が認めた場合は、この限りでない。</p> <p>(ア) 自己の住宅、店舗、営業所、事業所等又はこれらの敷地に、自己又は自己の営業若しくは事業及び自己の所在、名称、屋号、営業内容等を表示し、又は掲出物件を設置するもの</p> <p>(イ) 計画図1の3に示す大さん橋の「眺望の視点場」に向かって設置しないもの</p> <p><壁面看板></p> <p>イ 壁面看板は、次の各号に適合するものとする。</p> <p>(ア) 上端の高さが地上15mを超えるものは、設置しない。ただし、次のいずれかに該当するものは、この限りでない。</p> <p>a 地上からの高さが15mを超える部分の表示面積が10㎡以内で、1箇所（隣接しない壁面に設置する場合にあっては、2箇所（各箇所の表示面積が10㎡以内のものに限る。))に建築物の名称等を単色で表示するもの</p> <p>b 計画図1の3に示す大さん橋の「眺望の視点場」に向かって設置しないもので、自動車道及び港からの眺望を阻害しないと市長が認めたもの</p> <p>(イ) 表示面の背景色（地の色）は、マンセル表色系で建築物等の外壁と同一の色相とし、かつ、彩度を4以下とする。ただし、次のいずれかに該当するものは、この限りでない。</p> <p>a 一の建築物（当該建築物が複数のテナントに使用されている場合には、一のテナント）につき表示面積の合計が5㎡以内のもの</p> <p>b 当該外壁のアクセントとするなど、外壁と一体となったデザインで、北仲通り南準特定地区の魅力的な景観形成に寄与すると市長が</p>	<p>周辺と調和していると市長が認めた場合は、この限りでない。</p> <p>(ア) 自己の住宅、店舗、営業所、事業所等又はこれらの敷地に、自己又は自己の営業若しくは事業及び自己の所在、名称、屋号、営業内容等を表示し、又は掲出物件を設置するもの</p> <p>(イ) 計画図1の3に示す大さん橋の「眺望の視点場」に向かって設置しないもの</p> <p><壁面看板></p> <p>イ 壁面看板は、次の各号に適合するものとする。</p> <p>(ア) 上端の高さが地上15mを超えるものは、設置しない。ただし、次のいずれかに該当するものは、この限りでない。</p> <p>a 地上からの高さが15mを超える部分の表示面積が10㎡以内で、1箇所（隣接しない壁面に設置する場合にあっては、2箇所（各箇所の表示面積が10㎡以内のものに限る。))に建築物の名称等を単色で表示するもの</p> <p>b 計画図1の3に示す大さん橋の「眺望の視点場」に向かって設置しないもので、自動車道及び港からの眺望を阻害しないと市長が認めたもの</p> <p>(イ) 表示面の背景色（地の色）は、マンセル表色系で建築物等の外壁のうち壁面看板を設置する部分と同一の色相とし、かつ、彩度を4以下とする。ただし、次のいずれかに該当するものは、この限りでない。</p> <p>a 一の建築物（当該建築物が複数のテナントに使用されている場合には、一のテナント）につき表示面積の合計が5㎡以内のもの</p> <p>b 当該外壁のアクセントとするなど、外壁と一体となったデザインで、北仲通り南準特定地区の魅力的な景観形成に寄与すると市長が</p>

現行	改訂案
<p>認めたもの</p> <p><広告塔・広告板></p> <p>ウ 広告塔及び広告板は、高さを5 m以下とし、かつ、歩行者の歩行を阻害しない場所に設置するものとする。</p> <p><照明装置・映像装置></p> <p>エ 建築物に設置する屋外広告物にあっては当該建築物の3階以上に設置するもの、及びその他のものにあつては屋外広告物の上端の高さを地上5 m以上に設置するものに、照明装置を使用する場合は外照式とし、当該照明装置を遮へいするなど景観を阻害しないものとする。ただし、<u>バックライトにより箱文字部分を浮かび上がらせる間接照明方式、箱文字部分に限った内照方式その他街並み景観を阻害しない照明方式であると市長が認めた場合は、この限りでない。</u></p> <p>オ 屋外広告物に、映像装置を使用することができない。ただし、<u>催物等のために一時的に設置するもので、景観上支障がないと市長が認めた場合は、この限りでない。</u></p>	<p>認めたもの</p> <p><広告塔・広告板></p> <p>ウ 広告塔及び広告板は、高さを5 m以下とし、かつ、歩行者の歩行を阻害しない場所に設置するものとする。</p> <p><照明装置・映像装置></p> <p>エ 建築物に設置する屋外広告物にあっては当該建築物の3階以上に設置するもの、及びその他のものにあつては屋外広告物の上端の高さを地上5 m以上に設置するものに、照明装置を使用する場合は外照式とし、当該照明装置を遮へいするなど景観を阻害しないものとする。ただし、<u>次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>a バックライトにより箱文字部分を浮かび上がらせる間接照明方式、箱文字部分に限った内照方式その他街並み景観を阻害しない照明方式であると市長が認めた場合</u></p> <p><u>b 催物等のために10日程度に限って設置するもので、周辺の景観と調和していると市長が認めた場合</u></p> <p>オ 屋外広告物に、映像装置を使用することができない。ただし、<u>次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>a 1面あたりの表示面積が0.6 m²以下、かつ、公共交通機関の運行状況表示等公共的な目的又は公衆の利便に供する目的で設置するもので、景観上支障がないと市長が認めた場合</u></p> <p><u>b 次の各号に適合し、魅力的な景観形成に寄与すると市長が認めた場合</u></p> <p><u>(a) 公益上必要な施設又は物件に表示する屋外広告物であつて、そ</u></p>

現行	改訂案
<p>(7) 大さん橋及び象の鼻周辺準特定地区</p> <p><屋上看板></p> <p>ア 屋上看板は、設置することができない。ただし、次の各号に適合するものは、この限りでない。</p> <p>(ア) 自己の住宅、店舗、営業所、事業所等又はこれらの敷地に、自己又は自己の営業若しくは事業及び自己の所在、名称、屋号、営業内容等を表示し、又は掲出物件を設置するもの</p> <p>(イ) 計画図1の3に示す大さん橋又は赤レンガパークの「眺望の視点場」に向かって設置しないもの</p>	<p><u>の広告料収入を当該施設又は物件の設置又は管理に要する費用に充てるもの</u></p> <p><u>(b) 1面あたりの表示面積が2㎡以下、かつ、上端の高さが3m以下のもの</u></p> <p><u>(c) 原則として表示面の向きを通りに対して概ね平行に設置するなど、景観を阻害しないもの</u></p> <p><u>(d) 表示内容及びデザインについて、第三者の専門家を交えたデザイン調整により景観上及び都市美観上一定の質を保つと市長が認めたもの</u></p> <p><u>(e) 10秒以上静止した映像のみを表示するもの</u></p> <p><u>(f) 屋外広告物を掲出する物件については、広域の範囲で統一してデザインされたもの</u></p> <p><u>c 催物等のために10日程度に限って設置するもので、文化芸術の振興その他これに類するものに関する映像のみを表示し、周辺の景観と調和していると市長が認めた場合</u></p> <p>(7) 大さん橋及び象の鼻周辺準特定地区</p> <p><屋上看板></p> <p>ア 屋上看板は、設置することができない。ただし、次の各号に適合するものは、この限りでない。</p> <p>(ア) 自己の住宅、店舗、営業所、事業所等又はこれらの敷地に、自己又は自己の営業若しくは事業及び自己の所在、名称、屋号、営業内容等を表示し、又は掲出物件を設置するもの</p> <p>(イ) 計画図1の3に示す大さん橋又は赤レンガパークの「眺望の視点場」に向かって設置しないもの</p>

現行	改訂案
<p>(ウ) 海岸通りに面する位置に設置しないもの</p> <p><映像装置></p> <p>イ 屋外広告物に、映像装置を使用することができない。ただし、<u>催物等のために一時的に設置するもので、景観上支障がないと市長が認めた場合は、この限りでない。</u></p>	<p>(ウ) 海岸通り <u>又は当該街路</u>に面する位置に設置しないもの</p> <p><映像装置></p> <p>イ 屋外広告物に、映像装置を使用することができない。ただし、<u>次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</u></p> <p>a <u>1面あたりの表示面積が0.6㎡以下、かつ、公共交通機関の運行状況表示等公共的な目的又は公衆の利便に供する目的で設置するもので、景観上支障がないと市長が認めた場合</u></p> <p>b <u>次の各号に適合し、魅力的な景観形成に寄与すると市長が認めた場合</u></p> <p>(a) <u>公益上必要な施設又は物件に表示する屋外広告物であって、その広告料収入を当該施設又は物件の設置又は管理に要する費用に充てるもの</u></p> <p>(b) <u>1面あたりの表示面積が2㎡以下、かつ、上端の高さが3m以下のもの</u></p> <p>(c) <u>原則として表示面の向きを通りに対して概ね平行に設置するなど、景観を阻害しないもの</u></p> <p>(d) <u>表示内容及びデザインについて、第三者の専門家を交えたデザイン調整により景観上及び都市美観上一定の質を保つと市長が認めたもの</u></p> <p>(e) <u>10秒以上静止した映像のみを表示するもの</u></p> <p>(f) <u>屋外広告物を掲出する物件については、広域の範囲で統一してデザインされたもの</u></p> <p>c <u>催物等のために10日程度に限って設置するもので、文化芸術の振興その他これに類するものに関する映像のみを表示し、周辺の景観</u></p>

現行	改訂案
<p>(8) 海岸通り準特定地区</p> <p><屋上看板></p> <p>ア 屋上看板は、設置することができない。ただし、次の各号に適合するもの又は海岸通り準特定地区の個性を生かしたデザインなどで、魅力的な景観形成に寄与し、計画図1の3に示す眺望の視点場からの景観が周辺と調和していると市長が認めた場合は、この限りでない。</p> <p>(ア) 自己の住宅、店舗、営業所、事業所等又はこれらの敷地に、自己又は自己の営業若しくは事業及び自己の所在、名称、屋号、営業内容等を表示し、又は掲出物件を設置するもの</p> <p>(イ) 海岸通り、みなと大通り又は万国橋通りに面する位置に設置しないもの</p> <p>(ウ) 計画図1の3に示す大さん橋又は赤レンガパークの「横浜三塔への眺望の視点場」に向かって設置しないもの</p> <p><壁面看板></p> <p>イ 壁面看板は、次の各号に適合するものとする。</p> <p>(ア) 上端の高さを地上15m以下とする。ただし、次のいずれかに該当するものは、この限りでない。</p> <p>a 地上からの高さが15mを超える部分の表示面積が10㎡以内で、1箇所（隣接しない壁面に設置する場合にあっては、2箇所（各箇所の表示面積が10㎡以内のものに限る。))に建築物の名称等を単色で表示するもの</p> <p>b みなとみらい21新港地区又は計画図1の3に示す大さん橋の「眺</p>	<p><u>と調和していると市長が認めた場合</u></p> <p>(8) 海岸通り準特定地区</p> <p><屋上看板></p> <p>ア 屋上看板は、設置することができない。ただし、次の各号に適合するもの又は海岸通り準特定地区の個性を生かしたデザインなどで、魅力的な景観形成に寄与し、計画図1の3に示す眺望の視点場からの景観が周辺と調和していると市長が認めた場合は、この限りでない。</p> <p>(ア) 自己の住宅、店舗、営業所、事業所等又はこれらの敷地に、自己又は自己の営業若しくは事業及び自己の所在、名称、屋号、営業内容等を表示し、又は掲出物件を設置するもの</p> <p>(イ) 海岸通り、みなと大通り又は万国橋通り <u>又は当該街路</u>に面する位置に設置しないもの</p> <p>(ウ) 計画図1の3に示す大さん橋又は赤レンガパークの「横浜三塔への眺望の視点場」に向かって設置しないもの</p> <p><壁面看板></p> <p>イ 壁面看板は、次の各号に適合するものとする。</p> <p>(ア) 上端の高さを地上15m以下とする。ただし、次のいずれかに該当するものは、この限りでない。</p> <p>a 地上からの高さが15mを超える部分の表示面積が10㎡以内で、1箇所（隣接しない壁面に設置する場合にあっては、2箇所（各箇所の表示面積が10㎡以内のものに限る。))に建築物の名称等を単色で表示するもの</p> <p>b みなとみらい21新港地区又は計画図1の3に示す大さん橋の「眺</p>

現行	改訂案
<p>望の視点場」に向かって設置せず、かつ、海岸通り準特定地区の街並み景観を阻害しないと市長が認めたもの</p> <p>(イ) 表示面の背景色（地の色）は、マンセル表色系で建築物等の外壁と同一の色相とし、かつ、彩度を4以下とする。ただし、次のいずれかに該当するものは、この限りでない。</p> <p>a 一の建築物（当該建築物が複数のテナントに使用されている場合には、一のテナント）につき表示面積の合計が5㎡以内のもの</p> <p>b 当該外壁のアクセントとするなど、外壁と一体となったデザインで、海岸通り準特定地区の魅力的な景観形成に寄与すると市長が認めたもの</p> <p><広告塔・公告板></p> <p>ウ 計画図1の3に示す「見通し景観形成街路」に面する位置に設置する広告塔及び公告板は、表示面の向きを当該「見通し景観形成街路」に対して概ね平行に設置するものとする。</p> <p><そで看板></p> <p>エ そで看板は、次の各号に適合するものとする。</p> <p>(ア) 計画図1の3に示す「見通し景観形成街路」に面する位置に設置するもの及び計画図1の3に示す「後景エリア」内のみなど大通りに面する位置に設置するものは、表示面の背景色（地の色）及び表示面以外の部分の色彩を、マンセル表色系で無彩色とする。ただし、「見通し景観形成街路」に面する位置に設置するもので、表示面積の合計が5㎡以内のものは、この限りでない。</p>	<p>望の視点場」に向かって設置せず、かつ、海岸通り準特定地区の街並み景観を阻害しないと市長が認めたもの</p> <p>(イ) 表示面の背景色（地の色）は、マンセル表色系で建築物等の外壁のうち壁面看板を設置する部分と同一の色相とし、かつ、彩度を4以下とする。ただし、次のいずれかに該当するものは、この限りでない。</p> <p>a 一の建築物（当該建築物が複数のテナントに使用されている場合には、一のテナント）につき表示面積の合計が5㎡以内のもの</p> <p>b 当該外壁のアクセントとするなど、外壁と一体となったデザインで、海岸通り準特定地区の魅力的な景観形成に寄与すると市長が認めたもの</p> <p><広告塔・公告板></p> <p>ウ 計画図1の3に示す「見通し景観形成街路」又は当該街路に面する位置に設置する広告塔及び公告板は、表示面の向きを当該「見通し景観形成街路」に対して概ね平行に設置するものとする。</p> <p><そで看板></p> <p>エ そで看板は、次の各号に適合するものとする。</p> <p>(ア) 計画図1の3に示す「見通し景観形成街路」又は当該街路に面する位置に設置するもの及び計画図1の3に示す「後景エリア」内のみなど大通り又は当該街路に面する位置に設置するものは、表示面の背景色（地の色）及び表示面以外の部分の色彩を、マンセル表色系で無彩色とする。ただし、「見通し景観形成街路」又は当該街路に面する位置に設置するもので、表示面積の合計が5㎡以内のものは、この限りでない。</p>

現行	改訂案
<p>(イ) 計画図1の3に示す「後景エリア」内のみなと大通りに面する位置に設置するもので、上端の高さが地上15mを超えるものは、表示面をみなとみらい21新港地区及び計画図1の3に示す大さん橋の「眺望の視点場」に向かって設置しないものとする。</p> <p><照明装置・映像装置></p> <p>オ 屋外広告物に照明装置を使用する場合は外照式とし、当該照明装置を遮へいするなど景観を阻害しないものとする。ただし、<u>バックライトにより箱文字部分を浮かび上がらせる間接照明方式、箱文字部分に限った内照方式その他街並み景観を阻害しない照明方式であると市長が認めた場合は、この限りでない。</u></p> <p>カ 計画図1の3に示す「見通し景観形成街路」に面する敷地に設置する屋外広告物に、常時点滅する照明装置があるものを使用することができない。</p> <p>キ 屋外広告物に、映像装置を使用することができない。ただし、<u>催物等のために一時的に設置するもので、景観上支障がないと市長が認めた場合は、この限りでない。</u></p>	<p>(イ) 計画図1の3に示す「後景エリア」内のみなと大通り又は当該街路に面する位置に設置するもので、上端の高さが地上15mを超えるものは、表示面をみなとみらい21新港地区及び計画図1の3に示す大さん橋の「眺望の視点場」に向かって設置しないものとする。</p> <p><照明装置・映像装置></p> <p>オ 屋外広告物に照明装置を使用する場合は外照式とし、当該照明装置を遮へいするなど景観を阻害しないものとする。ただし、<u>次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</u></p> <p>a <u>バックライトにより箱文字部分を浮かび上がらせる間接照明方式、箱文字部分に限った内照方式その他街並み景観を阻害しない照明方式であると市長が認めた場合</u></p> <p>b <u>催物等のために10日程度に限り設置するもので、周辺の景観と調和していると市長が認めた場合</u></p> <p>カ 計画図1の3に示す「見通し景観形成街路」又は当該街路に面する敷地に設置する屋外広告物に、常時点滅する照明装置があるものを使用することができない。</p> <p>キ 屋外広告物に、映像装置を使用することができない。ただし、<u>次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</u></p> <p>a <u>1面あたりの表示面積が0.6㎡以下、かつ、公共交通機関の運行状況表示等公共的な目的又は公衆の利便に供する目的で設置するもので、景観上支障がないと市長が認めた場合</u></p> <p>b <u>次の各号に適合し、魅力的な景観形成に寄与すると市長が認めた場合</u></p> <p>(a) <u>公益上必要な施設又は物件に表示する屋外広告物であって、そ</u></p>

現行	改訂案
<p>(9) 関内中央準特定地区</p> <p><屋上看板></p> <p>ア 南仲通りから海岸通り準特定地区側の街区では、屋上看板は、設置することができない。ただし、次の各号に適合するもの又は関内中央準特定地区の個性を生かしたデザインなどで、魅力的な景観形成に寄与し、計画図1の3に示す眺望の視点場からの景観が周辺と調和していると市長が認めた場合は、この限りでない。</p> <p>(ア) 自己の住宅、店舗、営業所、事業所等又はこれらの敷地に、自己又は自己の営業若しくは事業及び自己の所在、名称、屋号、営業内容等</p>	<p><u>の広告料収入を当該施設又は物件の設置又は管理に要する費用に充てるもの</u></p> <p><u>(b) 1面あたりの表示面積が2㎡以下、かつ、上端の高さが3m以下のもの</u></p> <p><u>(c) 原則として表示面の向きを通りに対して概ね平行に設置するなど、景観を阻害しないもの</u></p> <p><u>(d) 表示内容及びデザインについて、第三者の専門家を交えたデザイン調整により景観上及び都市美観上一定の質を保つと市長が認めたもの</u></p> <p><u>(e) 10秒以上静止した映像のみを表示するもの</u></p> <p><u>(f) 屋外広告物を掲出する物件については、広域の範囲で統一してデザインされたもの</u></p> <p><u>c 催物等のために10日程度に限って設置するもので、文化芸術の振興その他これに類するものに関する映像のみ表示し、周辺の景観と調和していると市長が認めた場合</u></p> <p>(9) 関内中央準特定地区</p> <p><屋上看板></p> <p>ア 南仲通りから海岸通り準特定地区側の街区では、屋上看板は、設置することができない。ただし、次の各号に適合するもの又は関内中央準特定地区の個性を生かしたデザインなどで、魅力的な景観形成に寄与し、計画図1の3に示す眺望の視点場からの景観が周辺と調和していると市長が認めた場合は、この限りでない。</p> <p>(ア) 自己の住宅、店舗、営業所、事業所等又はこれらの敷地に、自己又は自己の営業若しくは事業及び自己の所在、名称、屋号、営業内容等</p>

現行	改訂案
<p>を表示し、又は掲出物件を設置するもの</p> <p>(イ) みなと大通りに面する位置に設置しないもの</p> <p>(ウ) 計画図1の3に示す大さん橋及び赤レンガパークの「横浜三塔への眺望の視点場」に向かって設置しないもの</p> <p>イ みなと大通りに接する敷地（本町通りに接する街区及び計画図1の3に示す「後景エリア」内は除く。）に設置する屋上看板は、次の各号に適合するものとする。</p> <p>(ア) 上端から下端までの高さを4m以下とする。</p> <p>(イ) 表示面の背景色（地の色）は、マンセル表色系で無彩色とする。</p> <p><壁面看板></p> <p>ウ 計画図1の3に示す「後景エリア」内又は計画図1の3に示す「見通し景観形成街路」に面する位置に設置する壁面看板は、次の各号に適合するものとする。</p> <p>(ア) 表示面の背景色（地の色）は、マンセル表色系で建築物等の外壁と同一の色相とし、かつ、彩度を4以下とする。ただし、一の建築物（当該建築物が複数のテナントに使用されている場合には、一のテナント）につき表示面積の合計が5㎡以内のものは、この限りでない。</p> <p>(イ) 「後景エリア」内で、上端の高さが地上15mを超える壁面看板は、計画図1の3に示す大さん橋及び赤レンガパークの「横浜三塔への眺望の視点場」に向かって設置しない。ただし、地上15mを超える部分の表示面積の合計が10㎡以内のもので、かつ、建築物の名称を単色で表示するものについては、この限りでない。</p>	<p>を表示し、又は掲出物件を設置するもの</p> <p>(イ) みなと大通り及び当該街路に面する位置に設置しないもの</p> <p>(ウ) 計画図1の3に示す大さん橋及び赤レンガパークの「横浜三塔への眺望の視点場」に向かって設置しないもの</p> <p>イ みなと大通り又は当該街路に接する敷地（本町通りに接する街区及び計画図1の3に示す「後景エリア」内は除く。）に設置する屋上看板は、次の各号に適合するものとする。</p> <p>(ア) 上端から下端までの高さを4m以下とする。</p> <p>(イ) 表示面の背景色（地の色）は、マンセル表色系で無彩色とする。</p> <p><壁面看板></p> <p>ウ 計画図1の3に示す「後景エリア」内又は計画図1の3に示す「見通し景観形成街路」又は当該街路に面する位置に設置する壁面看板は、次の各号に適合するものとする。</p> <p>(ア) 表示面の背景色（地の色）は、マンセル表色系で建築物等の外壁のうち壁面看板を設置する部分と同一の色相とし、かつ、彩度を4以下とする。ただし、一の建築物（当該建築物が複数のテナントに使用されている場合には、一のテナント）につき表示面積の合計が5㎡以内のものは、この限りでない。</p> <p>(イ) 「後景エリア」内で、上端の高さが地上15mを超える壁面看板は、計画図1の3に示す大さん橋及び赤レンガパークの「横浜三塔への眺望の視点場」に向かって設置しない。ただし、地上15mを超える部分の表示面積の合計が10㎡以内のもので、かつ、建築物の名称を単色で表示するものについては、この限りでない。</p>

現行	改訂案
<p><広告塔・広告板></p> <p>エ 計画図1の3に示す「見通し景観形成街路」に面する位置に設置する広告塔及び広告板は、表示面の向きを当該「見通し景観形成街路」に対して概ね平行に設置するものとする。</p> <p><そで看板></p> <p>オ 計画図1の3に示す「見通し景観形成街路」に面する位置に設置するそで看板は、表示面の背景色（地の色）及び表示面以外の部分を無彩色とする。ただし、表示面積の合計が5㎡以内のものは、この限りでない。</p> <p>カ 計画図1の3に示す「後景エリア」のみなど大通りに面する位置に設置するそで看板は、次の各号に適合するものとする。</p> <p>(ア) 上端の高さが地上15mを超えるものは、表示面を計画図1の3に示す大さん橋及び赤レンガパークの「横浜三塔への眺望の視点場」に向かって設置しないものとする。</p> <p>(イ) 表示面の背景色（地の色）及び表示面以外の部分の色彩は、マンセル表色系で無彩色とするものとする。</p> <p><照明装置・映像装置></p> <p>キ 計画図1の3に示す「見通し景観形成街路」に面する位置に設置する屋外広告物に照明装置を使用する場合は外照式とし、当該照明装置を遮へいするなど景観を阻害しないものとする。ただし、<u>バックライトにより箱文字部分を浮かび上がらせる間接照明方式、箱文字部分に限った内照方式その他街並み景観を阻害しない照明方式であると市長が認めた場合は、この限りでない。</u></p>	<p><広告塔・広告板></p> <p>エ 計画図1の3に示す「見通し景観形成街路」又は当該街路に面する位置に設置する広告塔及び広告板は、表示面の向きを当該「見通し景観形成街路」に対して概ね平行に設置するものとする。</p> <p><そで看板></p> <p>オ 計画図1の3に示す「見通し景観形成街路」又は当該街路に面する位置に設置するそで看板は、表示面の背景色（地の色）及び表示面以外の部分を無彩色とする。ただし、表示面積の合計が5㎡以内のものは、この限りでない。</p> <p>カ 計画図1の3に示す「後景エリア」のみなど大通り又は当該街路に面する位置に設置するそで看板は、次の各号に適合するものとする。</p> <p>(ア) 上端の高さが地上15mを超えるものは、表示面を計画図1の3に示す大さん橋及び赤レンガパークの「横浜三塔への眺望の視点場」に向かって設置しないものとする。</p> <p>(イ) 表示面の背景色（地の色）及び表示面以外の部分の色彩は、マンセル表色系で無彩色とするものとする。</p> <p><照明装置・映像装置></p> <p>キ 計画図1の3に示す「見通し景観形成街路」又は当該街路に面する位置に設置する屋外広告物に照明装置を使用する場合は外照式とし、当該照明装置を遮へいするなど景観を阻害しないものとする。ただし、<u>次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</u></p> <p>a <u>バックライトにより箱文字部分を浮かび上がらせる間接照明方式、箱文字部分に限った内照方式その他街並み景観を阻害しない照明方式</u></p>

現行	改訂案
<p>ク 計画図 1 の 3 に示す「見通し景観形成街路」に面する敷地に設置する屋外広告物に、常時点滅する照明装置があるものを使用することができない。</p> <p>ケ 計画図 1 の 3 に示す「見通し景観形成街路」に面する敷地に設置する屋外広告物に、映像装置を使用することができない。ただし、<u>催物等のために一時的に設置するもので、景観上支障がないと市長が認めた場合は、この限りでない。</u></p>	<p><u>であると市長が認めた場合</u></p> <p>b <u>催物等のために 10 日程度に限って設置するもので、周辺の景観と調和していると市長が認めた場合</u></p> <p>ク 計画図 1 の 3 に示す「見通し景観形成街路」又は当該街路に面する敷地に設置する屋外広告物に、常時点滅する照明装置があるものを使用することができない。</p> <p>ケ 計画図 1 の 3 に示す「見通し景観形成街路」又は当該街路に面する敷地に設置する屋外広告物に、映像装置を使用することができない。ただし、<u>次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</u></p> <p>a <u>1 面あたりの表示面積が 0.6 m²以下、かつ、公共交通機関の運行状況表示等公共的な目的又は公衆の利便に供する目的で設置するもので、景観上支障がないと市長が認めた場合</u></p> <p>b <u>次の各号に適合し、魅力的な景観形成に寄与すると市長が認めた場合</u></p> <p>(a) <u>公益上必要な施設又は物件に表示する屋外広告物であって、その広告料収入を当該施設又は物件の設置又は管理に要する費用に充てるもの</u></p> <p>(b) <u>1 面あたりの表示面積が 2 m²以下、かつ、上端の高さが 3 m 以下のもの</u></p> <p>(c) <u>原則として表示面の向きを通りに対して概ね平行に設置するなど、景観を阻害しないもの</u></p> <p>(d) <u>表示内容及びデザインについて、第三者の専門家を交えたデザイン調整により景観上及び都市美観上一定の質を保つと市長が認めたもの</u></p> <p>(e) <u>10 秒以上静止した映像のみを表示するもの</u></p>

現行	改訂案
<p>(10) 吉浜町周辺準特定地区</p> <p><屋上看板></p> <p>ア 屋上看板は、設置することができない。ただし、吉浜町周辺準特定地区の個性を生かしたデザインなどで、魅力的な景観形成に寄与し、計画図1の3に示す眺望の視点場からの景観が周辺と調和していると市長が認めた場合は、この限りでない。</p> <p><壁面看板></p> <p>イ 上端の高さが地上 15mを超える壁面看板は、計画図1の3に示す横浜外国人墓地又は山手イタリア山庭園の「眺望の視点場」に向かって設置しないものとする。ただし、地上からの高さが 15mを超える部分の表示面積が 10 m²以内で、1箇所（隣接しない壁面に設置する場合にあっては、2箇所（各箇所の表示面積は 10 m²以内のものに限る。)) に建築物の名称等を単色で表示するものはこの限りでない。</p> <p><広告塔・広告板></p> <p>ウ 広告塔及び広告板は、高さを 5 m以下とし、かつ、歩行者の歩行を阻害しない位置に設置するものとする。</p>	<p>(f) <u>屋外広告物を掲出する物件については、広域の範囲で統一してデザインされたもの</u></p> <p>c <u>催物等のために 10 日程度に限って設置するもので、文化芸術の振興その他これに類するものに関する映像のみ表示し、周辺の景観と調和していると市長が認めた場合</u></p> <p>(10) 吉浜町周辺準特定地区</p> <p><屋上看板></p> <p>ア 屋上看板は、設置することができない。ただし、吉浜町周辺準特定地区の個性を生かしたデザインなどで、魅力的な景観形成に寄与し、計画図1の3に示す眺望の視点場からの景観が周辺と調和していると市長が認めた場合は、この限りでない。</p> <p><壁面看板></p> <p>イ 上端の高さが地上 15mを超える壁面看板は、計画図1の3に示す横浜外国人墓地又は山手イタリア山庭園の「眺望の視点場」に向かって設置しないものとする。ただし、地上からの高さが 15mを超える部分の表示面積が 10 m²以内で、1箇所（隣接しない壁面に設置する場合にあっては、2箇所（各箇所の表示面積は 10 m²以内のものに限る。)) に建築物の名称等を単色で表示するものはこの限りでない。</p> <p><広告塔・広告板></p> <p>ウ 広告塔及び広告板は、高さを 5 m以下とし、かつ、歩行者の歩行を阻害しない位置に設置するものとする。</p>

現行	改訂案
第6、第7 省略	第6、第7 省略

現行	改訂案
<p>第 3 章 みなとみらい 21 新港地区における景観計画</p> <p>第 1 ～ 第 4 省略</p> <p>第 5 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項</p> <p>新港地区にふさわしい秩序ある広告景観を形成するため、特に定める屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置（以下「設置等」という。）に関する行為の制限は、次のとおりとする。ただし、<u>新港地区の魅力</u>的な景観形成に支障がないと市長が認めた場合は、この限りでない。</p> <p>1 屋外広告物共通</p> <p>屋外広告物の共通の制限は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 屋外広告物（設置期間が 90 日以下の催事等のために一時的に設置等するものを除く。）は、自己の店舗、営業所、事業所等又はこれらの敷地に、自己又は自己の営業若しくは事業及び自己の所在、名称、屋号、営業内容等（以下「自己用広告物」という。）を設置等するものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>ア 表示面積の合計が 5 m²以下、かつ、上端の高さが 5 m 以下のもので、案内・誘導サイン等広域の範囲で統一してデザインされ、新港地区の魅力的な景観形成に寄与すると市長が認めた場合</p>	<p>第 3 章 みなとみらい 21 新港地区における景観計画</p> <p>第 1 ～ 第 4 省略</p> <p>第 5 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項</p> <p>新港地区にふさわしい秩序ある広告景観を形成するため、特に定める屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置（以下「設置等」という。）に関する行為の制限は、次のとおりとする。ただし、<u>市長が横浜市都市美対策審議会に意見を聴いた上で、新港地区の魅力的な景観形成に支障がないと認めた場合は</u>、この限りでない。</p> <p>1 屋外広告物共通</p> <p>屋外広告物の共通の制限は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 屋外広告物（設置期間が 90 日以下の催事等のために一時的に設置等するものを除く。）は、自己の店舗、営業所、事業所等又はこれらの敷地に、自己又は自己の営業若しくは事業及び自己の所在、名称、屋号、営業内容等（以下「自己用広告物」という。）を設置等するものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>ア 表示面積の合計が 5 m²以下、かつ、上端の高さが 5 m 以下のもので、案内・誘導サイン等広域の範囲で統一してデザインされ、新港地区の魅力的な景観形成に寄与すると市長が認めた場合</p> <p><u>イ 次の各号に適合するもので、新港地区の魅力的な景観形成に寄与する</u></p>

現行	改訂案
<p>イ 設置期間が 90 日を超える催事等のために一時的に設置等するもので、新港地区の魅力的な景観形成を阻害しないと市長が認めた場合</p> <p>(2) 屋外広告物に、映像装置を使用することができない。ただし、<u>催事等のために一時的に設置等するなど、新港地区の魅力的な景観に支障がないと市長が認めた場合は、この限りでない。</u></p>	<p><u>と市長が認めた場合</u></p> <p><u>(ア) 公益上必要な施設又は物件に表示する屋外広告物であって、その広告料収入を当該施設又は物件の設置又は管理に要する費用に充てるもの</u></p> <p><u>(イ) 1 面あたりの表示面積が 2 m²以下、かつ、上端の高さが 3 m 以下のもの</u></p> <p><u>(ウ) 原則として表示面の向きを通りに対して概ね平行に設置するなど、景観を阻害しないもの</u></p> <p><u>(エ) 表示内容及びデザインについて、第三者の専門家を交えたデザイン調整により景観上及び都市美観上一定の質を保つと市長が認めたもの</u></p> <p><u>(オ) 屋外広告物を掲出する物件については、広域の範囲で統一してデザインされたもの</u></p> <p>ウ 設置期間が 90 日を超える催事等のために一時的に設置等するもので、新港地区の魅力的な景観形成を阻害しないと市長が認めた場合</p> <p>(2) 屋外広告物に、映像装置を使用することができない。ただし、<u>次のいずれかに該当し、新港地区の魅力的な景観に支障がないと市長が認めた場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>ア 1 面あたりの表示面積が 0.6 m²以下、かつ、公共交通機関の運行状況表示等公共的な目的又は公衆の利便に供する目的で設置する場合</u></p> <p><u>イ 次の各号に適合する場合</u></p> <p><u>(ア) 1 面あたりの表示面積が 2 m²以下、かつ、上端の高さが 3 m 以下のもの</u></p> <p><u>(イ) 原則として表示面の向きを通りに対して概ね平行に設置するなど、景観を阻害しないもの</u></p>

現行	改訂案
<p>(3) 表示面積の合計が 10 m²以内の自己用広告物を含む、全ての屋上看板（屋根面に設置するものを含む。）は、設置等することができない。</p> <p>(4) 表示面積の合計が 10 m²以内の自己用広告物を含む、全てのアドバルーンは利用することができない。</p> <p>(5) 広告旗、のぼり旗、その他これらに類するもの（設置期間が 90 日以下の催事等のために一時的に設置等するものを除く。）は設置等することができない。</p> <p>(6) 外構のフェンス、手摺り、その他これらに類するものに屋外広告物（設置期間が 90 日以下の催事等のために一時的に設置等するものを除く。）を設置等することができない。</p> <p>2 屋外広告物の種類ごとの規格</p> <p>屋外広告物の共通の制限のほかに、屋外広告物（設置期間が 90 日以下の催事等のために一時的に設置等するものを除く。）の種類ごとに、特に定める規格は次のとおりとする。ただし、設置期間が 90 日を超える催事等のために一時的に設置等するもので、新港地区の魅力的な景観形成を阻害しないと市長が特に認めた場合は、この限りでない。</p> <p><壁面看板（建築物と分離して設置されたパラペットや工作物を修景するものは壁面とみなさない）></p> <p>(1) 壁面看板の設置位置に応じた制限は次のとおりとする。ただし、次のアからウまでの各高さの範囲のうち 2 以上の高さの範囲にまたがる位置の場合は、いずれの基準にも適合するものとする。</p>	<p><u>（ウ）10 秒以上静止した映像のみを表示するもの</u></p> <p><u>ウ 催事等のために一時的に設置する場合</u></p> <p>(3) 表示面積の合計が 10 m²以内の自己用広告物を含む、全ての屋上看板（屋根面に設置するものを含む。）は、設置等することができない。</p> <p>(4) 表示面積の合計が 10 m²以内の自己用広告物を含む、全てのアドバルーンは利用することができない。</p> <p>(5) 広告旗、のぼり旗、その他これらに類するもの（設置期間が 90 日以下の催事等のために一時的に設置等するものを除く。）は設置等することができない。</p> <p>(6) 外構のフェンス、手摺り、その他これらに類するものに屋外広告物（設置期間が 90 日以下の催事等のために一時的に設置等するものを除く。）を設置等することができない。</p> <p>2 屋外広告物の種類ごとの規格</p> <p>屋外広告物の共通の制限のほかに、屋外広告物（設置期間が 90 日以下の催事等のために一時的に設置等するものを除く。）の種類ごとに、特に定める規格は次のとおりとする。ただし、設置期間が 90 日を超える催事等のために一時的に設置等するもので、新港地区の魅力的な景観形成を阻害しないと市長が特に認めた場合は、この限りでない。</p> <p><壁面看板（建築物と分離して設置されたパラペットや工作物を修景するものは壁面とみなさない）></p> <p>(1) 壁面看板の設置位置に応じた制限は次のとおりとする。ただし、次のアからウまでの各高さの範囲のうち 2 以上の高さの範囲にまたがる位置の場合は、いずれの基準にも適合するものとする。</p>

現行	改訂案
<p>ア 地上からの高さが 10m以下の部分に設置等する壁面看板は、次の各号に適合するものとする。</p> <p>(ア) 1か所あたりの表示面積は 25 m²以下とすること。</p> <p>(イ) 屋外広告物を設置等する壁面における当該広告物の表示面積の合計を、当該壁面の面積の 10 分の 1.5 以下とすること。</p> <p>(ウ) 窓面に設置等するものは、窓面 1か所あたりの表示面積の合計を、当該窓面の面積の 10 分の 5 以下とすること。</p> <p>イ 地上からの高さが 10mを超え 20m以下の部分に設置等する壁面看板は、次の各号に適合するものとする。</p> <p>(ア) 1か所あたりの表示面積を 50 m²以下とすること。</p> <p>(イ) 1か所あたりの幅は、設置等する位置における当該壁面の幅（複数ある場合は、その最小値とする。）の 10 分の 2 以下とすること。</p> <p>(ウ) 箱文字又はロゴマーク等により表示し、背景は使用しない。</p> <p>(エ) 窓面に設置等することができない。</p> <p>ウ 地上からの高さが 20mを超える部分に設置等する壁面看板は、次の各号に適合するものとする。</p> <p>(ア) 箱文字又はロゴマーク等により表示し、背景は使用しない。</p> <p>(イ) 箱文字又はロゴマーク等の表示面の高さは 3 m以下とすること。</p> <p>(ウ) 窓面に設置等することができない。</p> <p>(エ) 建築物 1棟あたり、表示内容を 1種類とし、設置数を 2か所以内とすること。</p>	<p>ア 地上からの高さが 10m以下の部分に設置等する壁面看板は、次の各号に適合するものとする。</p> <p>(ア) <u>壁面看板</u> 1か所あたりの表示面積は 25 m²以下とすること。</p> <p>(イ) 屋外広告物を設置等する壁面における当該広告物の表示面積の合計を、当該壁面（<u>地上からの高さが 10m以下の部分に限る。</u>）の面積の 10 分の 1.5 以下とすること。</p> <p>(ウ) 窓面に設置等するものは、窓面 1か所あたりの表示面積の合計を、当該窓面の面積の 10 分の 5 以下とすること。</p> <p>イ 地上からの高さが 10mを超え 20m以下の部分に設置等する壁面看板は、次の各号に適合するものとする。</p> <p>(ア) <u>壁面看板</u> 1か所あたりの表示面積を 50 m²以下とすること。</p> <p>(イ) <u>壁面看板</u> 1か所あたりの幅は、設置等する位置における当該壁面の幅（複数ある場合は、その最小値とする。）の 10 分の 2 以下とすること。</p> <p>(ウ) 箱文字又はロゴマーク等により表示し、背景は使用しない。</p> <p>(エ) 窓面に設置等することができない。</p> <p>ウ 地上からの高さが 20mを超える部分に設置等する壁面看板は、次の各号に適合するものとする。</p> <p>(ア) 箱文字又はロゴマーク等により表示し、背景は使用しない。</p> <p>(イ) 箱文字又はロゴマーク等の表示面の高さは 3 m以下とすること。</p> <p>(ウ) 窓面に設置等することができない。</p> <p>(エ) 建築物 1棟あたり、表示内容を 1種類とし、設置数を 2か所以内とすること。</p>

現行	改訂案
<p><そで看板></p> <p>(2) そで看板は、次の各号に適合するものとする。</p> <p>ア 上端の高さを地上から 10m以下とすること。</p> <p>イ 下端の高さを地上から 2.5m以上とすること。ただし、道路上に突出する場合は、広告物の下端は歩道にあっては路面から 2.5m以上、車道（歩道と車道の区別のない道路にあっては、車道とみなす。）にあっては、路面から 4.5m以上とすること。</p> <p>ウ 出寸法は 1 m以下とすること。</p> <p><広告塔、広告板></p> <p>(3) 広告塔、広告板は、次の各号に適合するものとする。</p> <p>ア 1面当たりの表示面積は 10 m²以下とすること。</p> <p>イ 上端の高さを地上から 5 m以下とすること。</p> <p>第 6、第 7 省略</p>	<p><そで看板></p> <p>(2) そで看板は、次の各号に適合するものとする。</p> <p>ア 上端の高さを地上から 10m以下とすること。</p> <p>イ 下端の高さを地上から 2.5m以上とすること。ただし、道路上に突出する場合は、広告物の下端は歩道にあっては路面から 2.5m以上、車道（歩道と車道の区別のない道路にあっては、車道とみなす。）にあっては、路面から 4.5m以上とすること。</p> <p>ウ 出寸法は 1 m以下とすること。</p> <p><広告塔、広告板></p> <p>(3) 広告塔、広告板は、次の各号に適合するものとする。</p> <p>ア 1面当たりの表示面積は 10 m²以下とすること。</p> <p>イ 上端の高さを地上から 5 m以下とすること。</p> <p>第 6、第 7 省略</p>

現行	改訂案
<p>第1～第3 省略</p> <p>第4 都市景観形成行為 次に掲げる行為を都市景観形成行為とする。</p> <p>(1) 建築物の新築、増築、改築又は移転（<u>増築又は改築については、外観の変更を伴わないものは除く。</u>）</p> <p>(2) 建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で、外観の変更に係る施工の部分の見付面積の合計が 10 m²以上のもの</p> <p>(3) 土地に定着する工作物（鉄塔、装飾塔、物見塔その他これらに類するものに限る。）で高さが 45mを超えるもの又は建築物に定着する工作物（鉄塔、装飾塔、物見塔その他これらに類するものに限る。）で当該工作物の最上部の高さが地盤面から 45mを超えるものの新設、増築、改築又は移転（改築については、外観の変更を伴わないものは除く。）</p> <p>(4) 土地に定着する工作物（鉄塔、装飾塔、物見塔その他これらに類するものに限る。）で高さが 45mを超えるもの又は建築物に定着する工作物（鉄塔、装飾塔、物見塔その他これらに類するものに限る。）で当該工作物の最上部の高さが地盤面から 45mを超えるものの外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で、外観の変更に係る施工の部分の見付面積の合計が 10 m²以上のもの</p> <p>(5) 屋上看板、壁面看板、そで看板又は広告塔及び広告板の屋外広告物の表示若しくは屋外広告物を掲出する物件（自己の住宅、店舗、営業所、事業所等又はこれらの敷地に自己又は自己の営業若しくは事業及び自己</p>	<p>第1～第3 省略</p> <p>第4 都市景観形成行為 次に掲げる行為を都市景観形成行為とする。</p> <p>(1) 建築物の新築、増築、改築又は移転（<u>外観の変更を伴わない増築若しくは改築又は仮設建築物のうち工事現場事務所若しくは催事等のために一時的に設置するもので景観への影響が少ないと市長が認めるものは除く。</u>）</p> <p>(2) 建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で、外観の変更に係る施工の部分の見付面積の合計が 10 m²以上のもの</p> <p>(3) 土地に定着する工作物（鉄塔、装飾塔、物見塔その他これらに類するものに限る。）で高さが 45mを超えるもの又は建築物に定着する工作物（鉄塔、装飾塔、物見塔その他これらに類するものに限る。）で当該工作物の最上部の高さが地盤面から 45mを超えるものの新設、増築、改築又は移転（改築については、外観の変更を伴わないものは除く。）</p> <p>(4) 土地に定着する工作物（鉄塔、装飾塔、物見塔その他これらに類するものに限る。）で高さが 45mを超えるもの又は建築物に定着する工作物（鉄塔、装飾塔、物見塔その他これらに類するものに限る。）で当該工作物の最上部の高さが地盤面から 45mを超えるものの外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で、外観の変更に係る施工の部分の見付面積の合計が 10 m²以上のもの</p> <p>(5) 屋上看板、壁面看板、そで看板又は広告塔及び広告板の屋外広告物の表示若しくは屋外広告物を掲出する物件（自己の住宅、店舗、営業所、事業所等又はこれらの敷地に自己又は自己の営業若しくは事業及び自己</p>

<p style="text-align: center;">現行</p>	<p style="text-align: center;">改訂案</p>
<p>の所在、名称、屋号、営業内容等を表示し、又は掲出する物件で、表示面積の合計が 10 平方メートル（景観法（平成 16 年法律第 110 号）に基づく景観計画のうち、関内地区において、屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項について、別に面積（10 平方メートル未満に限る。）を定めている場合は、当該面積）以内のものを除く。）の設置</p> <p>第 5 ～ 省略</p>	<p>の所在、名称、屋号、営業内容等を表示し、又は掲出する物件で、表示面積の合計が 10 平方メートル（景観法（平成 16 年法律第 110 号）に基づく景観計画のうち、関内地区において、屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項について、別に面積（10 平方メートル未満に限る。）を定めている場合は、当該面積）以内のものを除く。）の設置</p> <p>第 5 ～ 省略</p>